

平成26年度決算に係る

定期監査調書

平成27年7月

中部総合事務所福祉保健局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	3頁
3	組織及び業務調べ	4頁
4	職員の定員、現員調べ	5頁
5	役付職員の調べ	5頁
6	主な事業に関する調べ	6頁
7	収入証紙取扱額調べ	9頁
8	収入事務処理状況調べ	10頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	12頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	14頁
11	不納欠損額調べ	14頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	18頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	24頁
14	財産に関する調べ	25頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	26頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	27頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	27頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	27頁
19	寄附物件の受納状況調べ	27頁
20	備品の処分状況調べ	27頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	27頁

22	介護保険・介護サービス事業の状況	28頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23	障害福祉サービス事業の状況	30頁
	(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
	(3) 障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 障害児支援サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
24	心と女性に関する相談状況	33頁
25	障がい者福祉の状況	33頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
26	児童福祉の状況	35頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 母子世帯の施設入所状況	
27	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	36頁
	(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
	(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28	生活保護業務	38頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
29	社会福祉施設に対する指導監査の状況	39頁
	(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況	
	(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況	
	(3) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
30	特定給食施設に対する指導の状況	41頁
31	健康に関する事業の実施状況	41頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 不妊治療助成金交付事業	
	(6) 食育推進普及事業	
	(7) 歯科保健事業	
	(8) 運動8020推進事業	
	(9) がん対策推進事業	
	(10) がん検診推進パートナー企業認定状況	
	(11) 医療相談等対応状況	

32	医療施設等の検査等の状況	49頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	
33	感染症等に関する業務の状況	51頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
	(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
	(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
34	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	52頁
35	難病患者の状況	52頁
36	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	53頁
37	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	53頁
38	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	53頁
39	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	53頁
○	意見、要望等	54頁
	(1) 業務に関する意見・要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 状 況 等																															
<p>1 雑入の収納について</p> <p>雑入（母子・寡婦福祉資金貸付金）について、依然として多額の未収があったので、納に一层努力されたい。</p>	<p>【過年度未収金に対する対応】</p> <p>①早期対応 滞納者に対して、督促状へ手紙同封、電話、訪問により督促を行っている。これまで2~3か月滞納となった者については、借主の生活状況を把握し、償還指導を行ってきたが、平成26年度より早期対応のため1か月滞納となった場合にも生活状況の把握、償還指導を行っている。</p> <p>②償還會議の開催（課内会議） 滞納者の生活状況から個々に応じた対応を検討し、償還に結びつけている。</p> <p>③債権回収業務委託の実施 平成25年度から債権回収会社等に回収を委託している。 対象者は、前年度1年間にわたって納付の拒否、住所不明、分納計画の3ヶ月以上不履行の者。 平成27年3月末実績は以下のとおり。 2名（4件） → 1,712,322円委託 <内訳> 1名（2件） 970,000円委託 → 13,000円納付済 1名（2件） 742,322円委託 → 19,668円納付済</p> <p>【当該年度未収金に対する対応】</p> <p>①連帯保証人への取組 連帯保証人への督促を滞納の状況に応じて行ってきたが、平成26年度より分納に応じている者であっても、滞納があった者及び完納のめどが立たない者について、連帯保証人への連絡を徹底して行っている。（平成21年6月政令改正以前の貸付で連帯保証人を付けている場合）</p> <p>②据置期間中の取組 借主（母）及び連帯借主（子）に対し、これまで貸付時と最終学年在学時に面接を行い、償還への意識喚起をすることにより、滞納の未然防止に努めてきたが、平成26年度から据置期間中にも借主、連帯借主へ連絡を行い、償還への意識喚起を図っている。</p> <p>③貸付期間中の取組 貸付期間中、借主に半年に1回在学証明書を提出を求めており、平成26年度から、提出依頼通知書に償還計画を添付することで意識喚起を図っている。</p> <p style="text-align: right;">（平成27年3月31日現在）単位：円</p> <table border="1" data-bbox="549 1415 1481 1630"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>調 定 額</th> <th>収入済額</th> <th>収入未済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">H26</td> <td>現年度</td> <td>17,863,699</td> <td>14,951,284</td> <td>2,912,415</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>6,040,812</td> <td>1,127,880</td> <td>4,912,932</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23,904,511</td> <td>16,079,164</td> <td>7,825,347</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H25</td> <td>現年度</td> <td>18,329,300</td> <td>15,263,084</td> <td>3,066,216</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>5,691,385</td> <td>871,148</td> <td>4,820,237</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,020,685</td> <td>16,134,232</td> <td>7,886,453</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額	H26	現年度	17,863,699	14,951,284	2,912,415	過年度	6,040,812	1,127,880	4,912,932	計	23,904,511	16,079,164	7,825,347	H25	現年度	18,329,300	15,263,084	3,066,216	過年度	5,691,385	871,148	4,820,237	計	24,020,685	16,134,232	7,886,453
	区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額																												
H26	現年度	17,863,699	14,951,284	2,912,415																												
	過年度	6,040,812	1,127,880	4,912,932																												
	計	23,904,511	16,079,164	7,825,347																												
H25	現年度	18,329,300	15,263,084	3,066,216																												
	過年度	5,691,385	871,148	4,820,237																												
	計	24,020,685	16,134,232	7,886,453																												

注 措置状況等の欄には、地方自治法第199条第12項の規定に基づく通知（平成25年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置についての監査委員への通知）を行っている場合には、当該通知の記載事項を記載すること。当該通知を行っていない場合には、処理方針又は処理の現況を記載すること。

指 摘 事 項	措 置 状 況 等																																				
<p>1 雑入の収納について</p> <p>雑入（保護費返還金徴収金）について、依然として多額の未収金があったので、収納に一層の努力をされたい。</p> <p>（参考）未収金額 6,459,152円 （平成25年度決算額）</p>	<p>【未収金に対する対応】</p> <p>①三朝町で保護受給中の滞納者に対しては担当ケースワーカー、それ以外は係長等が対応している。</p> <p>② 定期的な電話及び訪問督促を粘り強く継続する。</p> <p>③収納率を向上させるため、支払い能力に応じた分割納付計画の見直し、及び保護費や年金受給直後の督促など工夫して対応している。</p> <p>④年金の遡及受給や土地建物の売買等による返還金等については、速やかに被保護者本人と連絡調整を行うなど早期の債権回収に努めている。</p> <p>⑤早期の債権回収ができなかった事案については、履行誓約書（確約書）を徴取するとともに、支払い能力に応じた分割納付計画の作成指導を行っている。</p> <p>⑥消滅時効が成立した債権の確認を徹底し、該当があれば不納欠損処理を行う。</p> <p>【過年度（平成25年度以前）分未収金について】</p> <p>過年度分未収金の回収目標額を300,000円に設定。目標達成に向け回収に取り組んだが、平成26年度における過年度分未収金の収納額は平成25年度に比べ僅かに減少した。その要因としては、定期的に返還していた滞納者の返還が終了したことによる。</p> <p>また、消滅時効の成立により不納欠損処理を行った。</p> <p>過年度分 (平成27年3月31日現在) (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="520 1122 1447 1301"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>調 定 額 A</th> <th>収 納 額 B</th> <th>不 納 欠 損 額</th> <th>年 度 末 収 入 未 済 額</th> <th>収 納 率 B/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>6,459,152</td> <td>261,399</td> <td>1,024,227</td> <td>5,173,526</td> <td>4.05%</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>5,510,056</td> <td>279,000</td> <td></td> <td>5,231,056</td> <td>5.06%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【当該年度（平成26年度）分未収金について】</p> <p>当該年度分未収金は平成25年度以前の分割調定によるものが大部分で当該年度に新たな債権の発生は2件のみであった。なお、相続人の所在不明のため未調定であった過年度分債権の消滅時効の成立により、当該年度に不納欠損処理を行った。</p> <p>当該年度分 (平成27年3月31日現在) (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="520 1603 1447 1783"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>調 定 額 A</th> <th>収 納 額 B</th> <th>不 納 欠 損 額</th> <th>年 度 末 収 入 未 済 額</th> <th>収 納 率 B/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>2,285,194</td> <td>1,039,972</td> <td>306,822</td> <td>938,400</td> <td>45.51%</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,531,166</td> <td>1,218,150</td> <td></td> <td>1,313,016</td> <td>48.13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【未収金の発生防止に向けた取り組み】</p> <p>新たな未収金発生の主たる原因である保護費の不正受給の未然防止及び早期発見・対応が重要である。</p> <p>被保護者による収入申告の徹底や当所による収入調査を徹底・強化することで、適正な受給に努める。</p> <p>平成26年度不正受給（78条による徴収決定）の発生は1件である。</p>	年 度	調 定 額 A	収 納 額 B	不 納 欠 損 額	年 度 末 収 入 未 済 額	収 納 率 B/A	26	6,459,152	261,399	1,024,227	5,173,526	4.05%	25	5,510,056	279,000		5,231,056	5.06%	年 度	調 定 額 A	収 納 額 B	不 納 欠 損 額	年 度 末 収 入 未 済 額	収 納 率 B/A	26	2,285,194	1,039,972	306,822	938,400	45.51%	25	2,531,166	1,218,150		1,313,016	48.13%
年 度	調 定 額 A	収 納 額 B	不 納 欠 損 額	年 度 末 収 入 未 済 額	収 納 率 B/A																																
26	6,459,152	261,399	1,024,227	5,173,526	4.05%																																
25	5,510,056	279,000		5,231,056	5.06%																																
年 度	調 定 額 A	収 納 額 B	不 納 欠 損 額	年 度 末 収 入 未 済 額	収 納 率 B/A																																
26	2,285,194	1,039,972	306,822	938,400	45.51%																																
25	2,531,166	1,218,150		1,313,016	48.13%																																

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
	<p>①収入に関する届出義務履行の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の開始時及び年1回、被保護者に対し適正な収入申告を行うようパンフレットを用いて徹底を図った。 ・不正受給が発覚した場合には、保護の廃止や刑事告発もあり得ることを全ての被保護者に周知するとともに、不正受給をしない旨の誓約書を提出させた。 <p>②収入調査の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の個別年金調査に加え、24年度から毎年、年金改定時期に倉吉年金事務所に対して一斉調査を実施して被保護者の年金受給額を的確に把握している。 ・収入状況を検証するため、年1回（7月）被保護者に係る課税調査を実施し収入状況を的確に把握している。

(2) 監査意見
 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況
 該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	係(担当)名	課の主な所掌事務
福祉企画課	指導支援担当	(1) 社会福祉施設及び児童福祉施設の指導監査に関すること (2) 福祉のまちづくりの推進に関すること (3) 社会福祉統計に関すること
	高齢者支援担当	(1) 介護保険に関すること (2) 民生委員及び児童委員に関すること (3) 老人の福祉に関すること
福祉支援課	保護担当	(1) 生活保護に関すること (2) 生活保護法に基づく医療機関の指定に関すること (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
	母子支援担当	(1) 母子及び寡婦の福祉に関すること (2) 児童の福祉に関すること (3) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること
障がい者支援課	障がい者支援担当	(1) 身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関すること (2) 障がい者福祉に係る連絡調整に関すること
	心と女性の相談担当	(1) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること (4) 婦人相談所に関すること
健康支援課	医薬・疾病対策担当	(1) 医療法及び薬事法の施行に関すること (2) 麻薬、向精神薬、覚せい剤及び毒物劇物の指導及び取締りに関すること (3) 感染症の予防・相談に関すること
	がん対策・健康づくり支援担当	(1) がん対策に関すること (2) 健康増進対策に関すること (3) 生活習慣病の対策に関すること (4) 栄養の改善及び指導に関すること (5) 歯科保健に関すること

4 職員の定員、現員調べ

(平成27年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	26.4.1現在	当該年度	26.4.1現在	当該年度	26.4.1現在	当該年度	26.4.1現在	
定員		24	24	15	15	0	1	39	40	
現員		(0) 24	(0) 24	(0) 14	(0) 14	(0) 0	(0) 0	(0) 38	(0) 38	・定員39 ・育児休業職員0 ・欠員△1 ・計(現員)38
過不足(△)		0	0	△1	△1	0	△1	△1	△2	
臨時職員		—	—	—	—	—	—	—	—	
非常勤職員		9	10	4	4	—	—	13	14	・就労支援専門員1 ・母子自立支援員1 ・母子寡婦福祉資金償還協力員1 ・農福連携推進コーディネーター1 ・歯科衛生士1 ・事務非常勤5 ・嘱託医師3

注 育児休業、休職中の職員についても現員に含め、その人数を上段に()書きしている。

5 役付職員の調べ

(平成27年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 金 涌 孝 則	— 年 3 月	兼務 中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長
副 局 長	(兼) 寺 坂 和 利	1 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事 中部地域振興局参事
副 局 長	(兼) 吉 田 良 平	8	兼務 倉吉保健所長、中部身体障害者更生相談所参事、中部総合事務所生活環境局副局長
福祉企画課 課長補佐	(兼) 山 田 英 明	— 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐
福祉支援課 課長	(兼) 小 濱 洋 明	— 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
” 課長補佐	(兼) 中 村 進	2 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐
障がい者支援課 課長	(兼) 有 沢 郁 翁	1 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事、中部身体障害者更生相談所参事、中部知的障害者更生相談所参事、婦人相談所参事
” 課長補佐	(兼) 澤 田 祐 一	— 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相談所課長補佐 (3年1月)
” 課長補佐	(兼) 田 中 洋 子	2 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相談所課長補佐、婦人相談所課長補佐
” 課長補佐	(兼) 山 本 和 美	1 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相談所課長補佐、婦人相談所課長補佐
健康支援課 課長	(兼) 大 下 早 苗	— 3	兼務 倉吉保健所参事、福祉保健部参事
” 課長補佐	(兼) 古 林 一 久	1 3	兼務 倉吉保健所課長補佐
” 課長補佐	(兼) 長 谷 川 理 恵	2 3	兼務 倉吉保健所課長補佐
” 課長補佐	(兼) 荒 砂 み どり	— 3	兼務 倉吉保健所課長補佐

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要		
福祉施設に対する適正な指導監査の実施 決算（見込）額 一 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 管内における介護保険施設、障害福祉施設、児童福祉施設等に対し指導監査を実施することにより各制度の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。 (イ) 主な指導監査の実施状況</p>		
	<p>介護保険施設等</p> <p>対象施設の選定方針 実地指導 ・開設法人ごと概ね最低3年に1回 ・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所</p> <p>平成26年度重点指導事項 ・基準に沿った介護報酬の算定 ・請求の実施 ・人員基準の遵守 ・介護計画等の説明、同意、交付 ・虐待や身体拘束の防止のための取組状況 ・利用者の安全確保のための非常災害対策の確認</p> <p>指導監査実施施設数 実地指導 51施設 ※指導を行った施設 39施設</p> <p>主な指導事項 ・居宅・通所・訪問サービス計画等を適切に作成すること。 ・サービス提供等の記録を適正に行うこと。 ・従業員の配置、職種を明確にすること。 ・会計の区分等適正に行うこと。 ・居宅サービス計画に基づいたサービスを提供すること。</p>	<p>障害福祉施設等</p> <p>実地指導 ・原則3年に1回（障害者支援施設は2年に1回） ・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所</p> <p>人員配置 ・利用者支援（処遇）関係 ・自立支援給付費関係 ・安全、保健・衛生管理 ・管理運営 ・工賃の支払い状況 ・非常災害対策</p> <p>実地指導24施設 ※指導を行った施設 22施設</p> <p>自らサービスの評価を行い、結果を周知すること。 ・虐待防止責任者を選任すること。 ・居宅介護計画で定めたサービス提供内容や時間と実際の提供と合致しない場合は必要な改善を行うこと。 ・非常災害に関する具体的な計画を定めて利用者等に周知すること。</p>	<p>児童福祉施設等</p> <p>実地監査 ・公立保育所・児童館1回／3年 ・私立保育所・児童館1回／2年 ・市町（児童福祉行政実施機関）1回／1年 書面監査 実地対象以外の施設</p> <p>保育所保育指針を踏まえた保育の実施（保育所のみ） ・感染症対策・安全衛生管理体制の構築 ・防犯対策・健康診断の実施 ・定員を超えた入所の有無 ・運営費の使途、本部会計への貸付状況 ・経理規程に則した会計処理</p> <p>実地監査24施設、5市町 書面監査44施設 ※指導を行った施設 37施設</p> <p>職員であった者が利用者等の秘密を漏らさないよう必要な措置をとること。 ・未満児等のプール管理日誌を作成すること。 ・園内の危険防止に取り組むこと。 ・土曜日の早朝・夕刻時間帯に保育士の有資格者を2名以上配置すること。 ・毎日の現金出納終了後に現金残高の照合を行うこと。</p>
	<p>イ 平成26年度実施に当たり改善等に取り組んだ点 ①保険者である市町担当者も指導監査に同行し、ケアプランや報酬請求等について保険者の立場で確認を行うなど、市町との連携した指導監査を実施した。 ②指導監査の経過を踏まえた指導を行うために平成24年度に構築した指導監査データベースを活用し、個々の施設運営の特性、傾向の把握に努めた。 ③新たに私立保育所実地監査では老人福祉施設と同様に福祉保健課法人施設指導室職員が経理関係の確認を行い、福祉保健局職員は施設運営関係について重点的に監査を行うようにした。</p> <p>ウ 成果 ○上記①に対する成果 「ケアプランの確認」によって、これまで以上に利用者の心身の状況に沿ったプランの作成につながるとともに、また、報酬請求の確認によって請求誤り等について適切に指導することができた。 ○上記②に対する成果 複数年に亘る指導内容を把握の上で監査に臨むことで効果的かつ一貫性のある指導を行うことができた。 ○上記③に対する成果 施設運営関係と経理関係を分けることで各々が監査項目の細部まで確認することができた。 ○その他の成果 虐待や身体拘束の防止、非常災害対策等に対する事業所の意識向上を図ることができた。</p> <p>エ 課題 ・いわゆる「お泊りデイサービス」については、中部管内の通所介護事業所の48事業所のうち16事業所が実施しており、平成26年10月15日付けで鳥取県のガイドラインが示されたところだが、具体的な運用については未だ示されておらず、厳しく適用すると「行き場の無い高齢者」の問題が生じることになる等、対応に苦慮している。</p>		

事業名	概要																																																
<p>農福連携推進事業 決算(見込)額 2,700千円</p> <p>(財源内訳) 国庫支出金 - 千円 一般財源 2,700千円 その他 - 千円</p> <p>○将来ビジョン I ひらく (3)就業を希望する人が県内で「いきいきと働ける就業環境」を整備</p> <p>○政策項目 Ⅲ暮らしに安心 3. バリアフリー社会の実現</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 ・障がい者の新たな就労の場として農業分野(水産業等も含む)への就労を促進する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 ・障がい者事業所と農業者等の作業受委託を円滑に進めるため、マッチング支援を行った。 これまでNPO法人に委託してマッチング業務を行っていたが、より細やかなニーズの調整を図るため、平成26年度から福祉保健局にコーディネーターを配置し、県が直接マッチング業務に取り組んだ。 ・福祉保健局、農林局(農業振興課、倉吉・東伯農業改良普及所)及びNPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターで構成する連絡調整会議を開催し、新たな受託作業の検討や圏域の課題についての協議などを行った。</p> <p><マッチング件数等の推移></p> <table border="1" data-bbox="472 792 1458 1055"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">マッチング件数</td> <td>新規</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">直接契約件数</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>23</td> <td>43</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業委託した農業者数</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業受託した事業所数</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) マッチング件数・直接契約の件数は契約件数を示したものの、農業者及び事業所の中には複数者と契約した者もあるため、その数と契約件数は一致しない。</p> <p><主な受委託作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスミニトマト、白ネギ等の収穫、栽培補助 ・ラッキョウの根切り作業、アスパラガスの収穫等 ・大豆、小豆の選別、あんぼ柿の皮むき ・水産物下処理(トビウオ)、海藻の洗浄 <p>イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者事業所から要望のあった事務所内での持ち込み作業(小豆選別、あんぼ柿皮むき)などの掘り起こしを行った。 ・自ら新たに農業に取り組む障がい者事業所に対し、普及所やJAと連携し、営農指導を行った。 <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接契約を含めた受託契約件数や農作業受委託に関わる障がい者事業所、農業者等が増えており、障がい者の就労機会の拡大に繋がった。 ・農作業受託の取り組みを経て、障がい者事業所が自ら農業に取り組む事例が見られるようになった。 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域には就労系の障がい者事業所が少なく、この中でも農作業に対応できる事業所は限られているため、農業者のニーズに対応できない状況となっている。 ・障がい者事業所は農業への知識、技能が不十分であるため、特に営農の経験の浅い障がい者事業所に対する助言、指導が必要である。 	区分		H22	H23	H24	H25	H26	マッチング件数	新規	34	32	11	21	16	継続	-	2	4	11	7	直接契約件数		-	2	8	11	30	計		34	36	23	43	53	作業委託した農業者数		10	13	15	19	24	作業受託した事業所数		7	5	6	7	9
区分		H22	H23	H24	H25	H26																																											
マッチング件数	新規	34	32	11	21	16																																											
	継続	-	2	4	11	7																																											
直接契約件数		-	2	8	11	30																																											
計		34	36	23	43	53																																											
作業委託した農業者数		10	13	15	19	24																																											
作業受託した事業所数		7	5	6	7	9																																											

事業名	概	要																								
めざせ受診率50%！中部地区がん検診受診率向上推進事業 決算（見込）額 50千円 （財源内訳） 国庫支出金 25千円 一般財源 25千円	ア 目的及び事業の実施状況 （ア）目的 平成23年度から平成25年度の3年間実施した「胃がん死亡ゼロのまち中部プロジェクト事業」により培われた機運を活かし中部が一丸となった取組を、5つのがん検診（胃、肺、大腸、乳、子宮）に広げ、さらなる受診率向上をめざす。また、プロジェクト事業により明らかになった市町の課題に応じた対策に取り組む。 （イ）事業の実施状況（平成26年度） ○目標：がん検診受診率の向上（職域検診含む）＜各がん検診、対前年度の1割増＞ ○重点取組：①未受診者の受診者数の増 ②職域機関との連携による職域の受診者の増（事業所検診、市町検診） ○実施内容： 1 中部が一体となった取組の継続実施 （1）県民に対するがん検診の啓発 「がん検診といのちを考える」シンポジウムの開催 日時：平成26年7月27日（日）10:00～12:30 対象者：健康づくり推進員、食生活改善推進員等健康づくりに関わる団体等 参加者：42名 内容：①報告「胃がん死亡ゼロのまち中部プロジェクト事業」 福祉保健局 ②シンポジウム「がん検診といのちを考えるシンポジウム」 医師、がん体験者、がん体験者家族、健康づくり推進員、がん検診推進パートナー企業、行政の各立場での発表と意見交換 ③参加者による意見交換 （2）その他健康政策課がん対策事業により実施した事業 ・かかりつけ医師からの受診勧奨の推進 ・がん検診受診率向上キャンペーンの実施 ・職域への受診勧奨強化 ・連絡協議会の開催 2 各市町の課題に応じた取組への支援 （1）住民主体の健康づくり活動の推進（倉吉市） 「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり事業※」について、企画・実施・運営を支援した。 ※モデル地区において、住民主体で地域の課題に基づく計画策定を行い、実施・評価していく事業。 （2）未受診者へのアプローチの強化（湯梨浜町） 担当課長会議等で取組状況を把握した。 （検診日の期日指定を行い、期日前に電話・通知にて受診勧奨を行った。） （3）職域と連携したがん検診推進（三朝町・琴浦町・北栄町） 町主催の職域連携会議への随時参加、取組状況を把握した。 （三朝町）がん検診推進会議の開催 （琴浦町）協会けんぽとの包括協定による取組 （北栄町）健診受診率向上に向けた施策検討会																									
○将来ビジョン V支えあう （4）-9	イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 ・特に受診率の低い倉吉市に焦点をあて、市の対応策への支援を強化した。 ・身近な人による受診勧奨推進のため、健康づくり推進員研修としてシンポジウムを開催した。 ウ 成果 ・平成26年度受診率見込（H27.2月末時点）では胃がん、肺がん、大腸がん受診率が向上した。 <table border="1" data-bbox="363 1547 1410 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26見込</th> <th></th> <th>H25</th> <th>H26見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>22.5%</td> <td>23.0% (0.2割増)</td> <td>乳がん</td> <td>16.5%</td> <td>14.5% (1.2割減)</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>27.9%</td> <td>28.3% (0.1割増)</td> <td>子宮がん</td> <td>23.2%</td> <td>22.3% (0.4割減)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>27.5%</td> <td>28.7% (0.4割増)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （未受診者の受診者数は、H27年4月末に確定予定） ・各市町の課題に応じた新しい取組が推進された。 （例） 倉吉市：自治公民館を単位とした主体的な健康なまちづくりの推進（モデル地区事業） 三朝町：がん検診推進会議協議事項の実現（健康マイレージの促進） 湯梨浜町：期日指定案内通知の実施、すべての検診が受診できるセット検診の実施 琴浦町：医療機関委託期間の延長、委託医療機関の拡大、自己負担金の値下げ 北栄町：健診受診率向上に向けた施策検討会での協議事項の実現（周知方法の工夫など） ・職域での取組を推進するため協会けんぽとの協定の推進（すべての市町で協定締結） ・がん検診推進パートナー企業が増加した。（H25年度末 134社→H26年度末 227社） ・各市町で企業や関連団体等との連携した取組が進んだ。		H25	H26見込		H25	H26見込	胃がん	22.5%	23.0% (0.2割増)	乳がん	16.5%	14.5% (1.2割減)	肺がん	27.9%	28.3% (0.1割増)	子宮がん	23.2%	22.3% (0.4割減)	大腸がん	27.5%	28.7% (0.4割増)				
	H25	H26見込		H25	H26見込																					
胃がん	22.5%	23.0% (0.2割増)	乳がん	16.5%	14.5% (1.2割減)																					
肺がん	27.9%	28.3% (0.1割増)	子宮がん	23.2%	22.3% (0.4割減)																					
大腸がん	27.5%	28.7% (0.4割増)																								
	エ 課題 ・がんによる死亡を予防するためには、がん検診受診率をさらに向上させる必要がある。 ・継続して中部が一丸となったがん対策の取り組みを進めるとともに、市町の課題に応じた取り組みを支援する必要がある。																									

7 収入証紙取扱額調べ

(平成27年3月31日現在)

収入科目				件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考		
目	節	細節	種別						
民生 手数料	社会福祉 手数料	老人保健施設開設 許可等手数料 (長寿社会課分)	介護老人保健施設の変更の許可	1	33,000	33,000	(13の2)		
		計(節)		1		33,000			
					1		33,000		
衛生 手数料	衛生 手数料	衛生事業許可等 手数料 (医療政策課分)	准看護師の免許	18	5,600	100,800	(19)		
			准看護師免許証の書換え交付	5	3,400	17,000	(23)		
			准看護師免許証の再交付	3	4,100	12,300	(24)		
			病院の検査	1	43,000	43,000	(26)ア		
			診療所の検査	1	22,000	22,000	(26)イ		
		医療政策課分 小計			28		195,100		
		衛生事業許可等 手数料 (医療指導課分)	衛生事業許可等 手数料 (医療指導課分)		毒物又は劇物の販売業の登録	1	14,700	14,700	(28)イ
					毒物又は劇物の販売業の更新	10	6,400	64,000	(30)イ
					麻薬卸売業者の免許	1	14,600	14,600	(41)ア
					麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理 者又は麻薬研究者の免許	138	3,900	538,200	(33)
					麻薬卸売業者、小売業者、施用者、管 理者又は麻薬研究者等免許証又は登録 証の再交付	1	2,700	2,700	(42)
					覚醒剤原料取扱者指定	1	11,500	11,500	(40)ア
					薬局開設の許可	2	29,000	58,000	(50)
					薬局開設の許可の更新	1	11,000	11,000	(51)
					医薬品販売の許可	1	29,000	29,000	(52)
					配置販売従事者の身分証明書交付	21	7,100	149,100	(55)ア
					登録販売者受験手数料	22	14,000	308,000	(55の2)
					登録販売従事者登録手数料	10	7,100	71,000	(55の3)
					高度管理医療機器等販売業・賃貸業許 可	3	29,000	87,000	(55の4)
					医療機器・体外診断用医薬品製造業の 登録申請	1	36,000	36,000	(59の4)
					医療機器修理業許可更新	1	48,700	48,700	(61)
		登録販売従事者登録書換え交付	3	2,000	6,000	(66の3)			
		販売従事者登録証再交付	1	2,900	2,900	(66の4)			
		医療指導課分 小計			218		1,452,400		
		衛生事業許可等 手数料 (子育て応援課分)	衛生事業許可等 手数料 (子育て応援課分)		受胎調節実地指導員の指定証の交付	2	4,000	8,000	(70)
					受胎調節実地指導員の指定証の訂正		2,400	0	(72)
		子育て応援課分 小計			2		8,000		
計(細節)			2		8,000				
栄養士免許等 手数料 (健康政策課分)	栄養士免許等 手数料 (健康政策課分)		栄養士の免許	17	5,600	95,200	(67)		
			栄養士免許証の書換え交付	8	3,200	25,600	(68)		
			栄養士免許証の再交付	1	3,600	3,600	(69)		
健康政策課分 小計			26		124,400				
計(細節)			26		124,400				
計(節)			274		1,779,900				
目 計				274		1,779,900			
合 計				275		1,812,900			

(注) 備考欄は、「鳥取県手数料徴収条例」第2条の号数である。

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金 該当なし

(2) 使用料 該当なし

(3) 手数料

(平成27年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
手数料	衛生手数料	50	32,900	32,900	0	0	鳥取県保健所条例	
合計		50	32,900	32,900	0	0		

(4) 財産収入 該当なし

(5) 諸収入

(平成27年3月31日現在)
(単位:円)

(一般会計)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
延滞金	延滞金	9	62,010	0	0	62,010	母子及び寡婦福祉法	
目計		9	62,010	0	0	62,010		
雑入	コピー代	14	320	320	0	0	中部総合事務所納税証明書等のコピーに係る処理要領	
	公文書開示請求に係る費用	1	162	162	0	0	鳥取県個人情報保護条例	
	精神科認定看護師制度に係る見学実習受託経費	1	1,000	1,000	0	0	一般社団法人日本精神科看護協会との実習委託に関する契約書	
	高等技能訓練促進費過支給返納	5	80,000	80,000	0	0	母子及び寡婦福祉法	
	生活保護徴収金及び返還金(返還金)	435	3,795,609	888,851	706,548	2,200,210	生活保護法63条	
	生活保護徴収金及び返還金(徴収金)	435	4,948,737	412,520	624,501	3,911,716	生活保護法78条	
	生活保護医療扶助審査報酬町負担	3	257,830	0	0	257,830	湯梨浜町、北栄町、琴浦町との協定書	
目計		894	9,083,658	1,382,853	1,331,049	6,369,756		
合計		903	9,145,668	1,382,853	1,331,049	6,431,766		

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	3,089	22,132,723	14,843,402	0	7,289,321	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金元利収入	193	1,771,788	1,235,762	0	536,026	〃	
目計		計(節)	3,282	23,904,511	16,079,164	0	7,825,347		
			3,282	23,904,511	16,079,164	0	7,825,347		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入	41	173,232	630	0	172,602	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金雑入						〃	
		計(節)	41	173,232	630	0	172,602		
		目計	41	173,232	630	0	172,602		
		合計	3,323	24,077,743	16,079,794	0	7,997,949		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備	考
衛生手数料	8,330	17	文書手数料、検査手数料
延滞金(一般会計)	60,000	3	高等技能返納金
雑入(一般会計)	320	14	コピー代
雑入(一般会計)	45,399	10	生活保護費返還金
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入(母子寡婦福祉資金貸付金元利収入)	1,083,625	131	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合計	1,197,674	(176件)	

イ つり銭の状況
該当なし

9 収入未済額調べ
(一般会計)

(平成27年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目 目	区分		過年度						現年度分			収入未済額 (A+B)	未收理由		
	節	細節	前年度以 前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳			収入 未済額 (B)					
							23年度 以前	24年度	25年度						
延滞金		高等技能訓練促進費 過支給返納に係る延 滞金	22,030	0	0	22,030	0	22,030	0	22,030	39,980	0	39,980	62,010	生活困窮のため
		目計	22,030	0	0	22,030	0	22,030	0	22,030	39,980	0	39,980	62,010	
雑入		高等技能訓練促進費 過支給返納	80,000	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		保護費返還金徴収金 及び返還金(返還金)	2,403,535	127,999	399,726	1,875,810	1,235,008	401,402	239,400		1,392,074 (306,822)	760,852	631,222	2,507,032	生活困窮のため
		保護費返還金徴収金 及び返還金(徴収金)	4,055,617	133,400	624,501	3,297,716	1,890,020	424,000	983,696		893,120	279,120	614,000	3,911,716	生活困窮のため
		生活保護医療扶助審 査報酬町負担	0	0	0	0	0	0	0		257,830	0	257,830	257,830	収入年月日 平成27年4月16日 (湯梨浜、琴浦) 平成27年4月17日 (北栄)
目計			6,539,152	341,399	1,024,227	5,173,526	3,125,028	825,402	1,223,096		2,543,024	1,039,972	1,503,052	6,676,578	
合計			6,539,152	341,399	1,024,227	5,173,526	3,125,028	825,402	1,223,096		2,543,024	1,039,972	1,503,052	6,676,578	

* ()は、相続人の所在不明により未調定であった過年度の債権で消滅時効が成立し、不納欠損するために現年度で調定した内数の額。

* []は、不納欠損額を差引後です。

(平成27年3月31日現在)
(単位:円)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

収入科目	区分		過年度						現年度分			収入未済額 (A+B)	未収理由		
	目	節	細節	前年度 以前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の 23年度 以前	24年度	25年度	収入未済額 (B)			収入済額	調定額
母子寡婦 福祉資金 貸付金元 利収入	母子寡婦 福祉資金 貸付金元 利収入	節	母子福祉資金貸付金元 利収入	5,712,717	1,097,326	0	4,615,391	3,404,055	482,352	728,984	2,673,930	13,746,076	16,420,006	7,289,321	生活困窮のため
			寡婦福祉資金貸付金元 利収入	328,095	30,554	0	297,541	46,740	126,234	124,567	238,485	1,205,208	1,443,693	536,026	〃
			計(節)	6,040,812	1,127,880	0	4,912,932	3,450,795	608,586	853,551	2,912,415	14,951,284	17,863,699	7,825,347	
			目 計	6,040,812	1,127,880	0	4,912,932	3,450,795	608,586	853,551	2,912,415	14,951,284	17,863,699	7,825,347	
雑入			雑入	170,402	0	0	170,402	168,592	0	1,810	2,200	630	2,830	172,602	生活困窮のため
			目 計	170,402	0	0	170,402	168,592	0	1,810	2,200	630	2,830	172,602	
			合 計	6,211,214	1,127,880	0	5,083,334	3,619,387	608,586	855,361	2,914,615	14,951,914	17,866,529	7,997,949	

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

(一般会計)

収入科目	目 雑入	節 雑入	細 説
債権管理事務取扱要領の作成の有無		作成済み (H26年3月作成) (未作成の場合、その理由)	保護費返還金及び徴収金 ・未作成
債権分類の実施 (分類状況が分かる資料を添付すること。)		実施済み (H26年7月実施) (未実施の場合、その理由)	・未実施
区分	相手方 件数 (人数)	相手の状況	督促状発行 催告 催告 臨呼訪問 分納件数 回収委託
現年度分	生活保護世帯 16人	生活困窮	・文書 延べ 36回 ・電話 延べ 90回 0件 0件
過年度分	生活保護世帯 37人	生活困窮	・文書 ・電話
(上記以外の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・支払い能力に応じた分割納付計画の見直し、及び保護費や年金受給直後の督促など工夫して対応する。 ・年金の遡及受給や土地建物の売買等による返還金等については、速やかに被保護者本人と連絡調整を行うなど早期の債権回収に努める。 ・早期の債権回収ができなかった事案については、履行誓約書(確約書)を徴取するとともに、支払い能力に応じた分割納付計画の作成指導を行う。 ・新たな滞納者の発生防止として、保護の開始時及び少なくとも年1回、被保護者に対し適正な収入申告を行うようパンフレットを用いて届出義務の徹底を図った。 ・また、毎年1回、年金調査、課税調査を実施している。 			
(取組の効果)			
<ul style="list-style-type: none"> ・過年度分の返還の一部が履行された。 ・収入の速やかな届出の意識が高まった。 			
(参考)(過年度分債権回収額)			
<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告の債権回収計画 (目標) 300,000円 (実績) 261,399円 			

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

収入科目		目		節		細節	
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	
債権管理事務取扱要領の作成の有無		(分類状況が分かる資料を添付すること。)		作成済み (H22年4月作成)		未作成	
債権分類の実施		(分類状況が分かる資料を添付すること。)		実施済み (H26年1月実施)		未実施 (未実施の場合、その理由)	
区分	相手方	相手の状況	督促状発行	催告	臨呼訪問	分納件数	回収委託
現年度分	個人	45人 生活困窮	431件	文書 延べ 380回	延べ 160回	0件	0件
過年度分	個人	22人 生活困窮	—	電話 文書 電話	—	0件	4件
(上記以外の取組)							
(1)滞納初期段階における、面接による迅速な生活状況の把握及び償還指導の実施 (2)滞納者を納付状況別に分類し、滞納者個々に応じた徴収方法の検討 (3)滞納者への分割納付指導 (4)貸付時及び最終学年在学時、さらに据置期間中における借主及び連帯借主に対する償還指導 (5)貸付期間中、在学証明書提出依頼の文書に償還計画を添付。 (6)連帯保証人がいる場合、納付が滞り気味の者、完納のめどが立たないものについて連帯保証人へ連絡を徹底。 (7)月賦償還、口座振替の推進 (8)平成25年度からは、弁護士等へ債権回収業務委託を実施。 (取組の効果) ・滞納初期段階において、面接により借主の生活状況等を早期に把握し、償還指導等を行うことにより、以後の滞納金の発生を防ぐことができたケースが多くあった。 ・借主及び連帯借主と貸付申請時及び最終学年在学時に面接することにより償還に対する意識づけをすることができ、滞納金の発生を未然に防ぐことにつながった。 ・債権回収業務委託の実績 【過年度分債権回収額】 ・議会報告の債権回収計画 (目標) 974,763円 (実績) 1,127,880円 (2人・4件) 回収額 32,668円 回収率 1.9%							

11 不納欠損額調べ

(平成 27年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		不納欠損額	不納欠損の理由
目	節		
雑入	保護費返還金及び徴収金(返還金)	706,548	消滅時効が成立したことによる。
	保護費返還金及び徴収金(徴収金)	624,501	消滅時効が成立したことによる。
計(節)		1,331,049	
目計		1,331,049	
合計		1,331,049	

(1) 生活保護費返還金、徴収金 滞納者の区分け

区分	考え方
A 定期的な徴収が概ね可能な者	(生活保護世帯) ・適切な金銭管理が出来る場合。 (非生活保護世帯) ・収入が安定している場合。
B 徴収が見込まれる者	(生活保護世帯) ・月の支出によっては、支払いが困難になることもあるが、不定期でも徴収が可能な場合。 (非生活保護世帯) ・収入は不安定であるが、不定期でも徴収が可能な場合。
C 徴収することが困難な者	(生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。 ・適切な金銭管理が困難な場合。 ・他の負債を抱えている場合。 (非生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。 ・失業している場合。 ・収入が不安定で他の負債を抱えている場合。
D 徴収することが非常に困難な者又は不可能な者	(生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。 ・他の負債を抱えている場合。 (非生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。 ・失業している場合。 ・収入が不安定で多額・複数の負債を抱えている場合。

母子寡婦福祉資金滞納者 格付表

滞納状況	格付	大区分	細区分	基本的対応 (個別の対応方針は別途)
現年度分のみ	A1	納付が遅れ気味の者		毎月の償還を習慣づけさせること。(月末に口座の残高を確認させる等)
	A2	分納約束あり		年度内に滞納分が完納できるよう督促すること。
	A3	分納約束なし		早め早めに滞納理由を確認し、必要に応じて償還計画の見直し等必要な指導を行うこと。
過年度分のみ (現年度調定なし)	B1	分納約束あり	年度内に完納が見込める者	・納付状況を毎月確認するとともに、必要に応じて督促すること。 ・早め早めに家庭の状況等を確認し、計画的な償還を促すこと。
	B2	分納約束あり	概ね3年以内に完納が見込める者	・納付状況を毎月確認するとともに、必要に応じて督促すること。 ・定期的に家庭状況等を確認しながら、計画的な償還を促すこと。
	B3	分納約束なし	完納までに3年以上要する者	同上
	B4	分納約束なし	完納のメドが立たない者	計画的な償還を指導すること。必要に応じて連帯保証人等に対して償還を働きかけること。
	B5	分納約束なし	回収困難・悪質なケース等	回収困難ケースに位置づけて、サービサー等に委託すること。
過年度分 + 現年度調定あり	C1	分納約束あり	遅れながらも概ね定期的に納付している者	・納付状況を毎月確認するとともに、必要に応じて督促すること。 ・早め早めに家庭の状況等を確認し、計画的な償還を促すこと。
	C2	分納約束あり	督促に応じて時々納付する者	・納付状況を毎月確認するとともに、必要に応じて督促すること。 ・定期的に家庭状況等を確認しながら、計画的な償還を促すこと。
	C3	分納約束なし	督促するも、事情があって滞納が継続している者	同上
	C4	分納約束なし	完納のメドが立たない者	計画的な償還を指導すること。必要に応じて連帯保証人等に対して償還を働きかけること。
	C5	分納約束なし	回収困難・悪質なケース等	回収困難ケースに位置づけて、サービサー等に委託すること。

12 負担金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

予算科目 (目)	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令 名等(規約、要 綱 等を含む)	備考
身体障害者福祉費 (支出額が10万円未満 のもの)	7,000					7,000		
目 計	7,000					7,000		
知的障害者福祉費 (支出額が10万円未満 のもの)	8,000					8,000		
目 計	8,000					8,000		
合 計	15,000					15,000		

(2)補助金

予算科目 (老人福祉費)

① 国 補 分 該当なし

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

② 単 県 分

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備 考		
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算 払 精算 払 の別	支出年月日		金 額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
平成26年度とっとり 支え愛活動支援補助 金 (平成26年度)	北栄町長		1,346,556	-	-	-	精算払			地域交 通利用 助成事 業	
			(補助率:1/2)	(H26.4.1) H26.10.29	-	-					
			673,000	(H26.4.8) H26.11.6	-	-					
支え愛活動の推進に 対して支援	三朝町長		245,160	-	-	-	精算払			災害時 要援護 者避難 支援事 業	
			(補助率:1/2)	H26.4.28	-	-					
			122,000	H26.5.23	-	-					
	倉吉市長			600,000	-	-	-	精算払			傾聴ボラ ンティア
				(補助率:1/2)	H26.5.22	-	-				
				300,000	H26.6.2	-	-				
	三朝町長			1,592,000	-	-	-	精算払			地域交 通利用 助成事 業
				(補助率:1/2)	(H26.5.27) H27.3.6	-	-				
				750,000	(H26.6.6) H27.3.11	-	-				
	北栄町長			240,000	-	-	-	精算払			高齢者 活動支 援事業
				(補助率:1/2)	H26.9.25	-	-				
				120,000	H26.10.25	-	-				
単 県 分 計									0		
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。										

予算科目（児童福祉総務費）

① 国 補 分 該当なし

（平成27年 3月31日現在）

② 単 県 分

（単位：円）

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交 付 先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支 出 の 状 況			備 考		
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算 払 精算 払 の別	支出年月日	金 額			
事 業 の 内 容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日						
				鳥取県多子世帯保育料軽減子育て支援事業費補助金 (平成6年度創設、平成21年度名称改正) 第3子以降の保育料軽減を行う市町村に対する補助金	倉吉市	一部	120,193,560	—	—		概算払	H26.9.30
(補助率: 1/3)	(H26.8.18)	—	—									
	H27.1.15											
			40,064,000		(H26.9.5)			計		24,311,000		
					H27.3.10							
湯梨浜町	一部	(補助率: 1/3)	39,136,410		—	—		概算払	H26.9.30	8,424,000		
					(H26.7.31)	—	—					
					H27.1.14							
			13,045,000		(H26.9.5)			計		8,424,000		
					H27.3.10							
琴浦町	一部	(補助率: 1/3)	53,959,920		—	—		概算払	H26.9.30	11,750,000		
					H26.7.25	—	—					
				(H26.9.5)								
			17,986,000	H27.3.10			計		11,750,000			
北栄町	一部	(補助率: 1/3)	40,337,330	—	—		概算払	H26.9.30	8,784,000			
				H26.7.30	—	—						
				(H26.9.5)								
			13,445,000	H27.3.10			計		8,784,000			
鳥取県低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金 (平成14年度)	倉吉市	一部	34,951,650	—	—		概算払	H26.9.12	11,638,000			
			(補助率: 1/2)	H26.8.12	—	—						
				H26.8.20								
				17,458,000				計		11,638,000		
	1・3歳児に対し、担当する保育士の加配を行う市町村に対する補助金	三朝町	一部	3,474,900	—	—		概算払	H26.9.12	1,098,000		
				(補助率: 1/2)	(H26.6.16)	—	—					
					H26.12.25							
					1,736,000	(H26.8.20)			計		1,098,000	
						H27.2.4						
		湯梨浜町	一部	(補助率: 1/2)	10,929,600	—	—		概算払	H26.9.12	3,358,000	
						(H26.6.17)	—	—				
						H27.1.23						
				5,460,000	(H26.8.20)			計		3,358,000		
					H27.2.4							
琴浦町		一部	(補助率: 1/2)	8,731,800	—	—		概算払	H26.9.12	2,907,000		
					H26.6.20	—	—					
				H26.8.20								
			4,361,000				計		2,907,000			
北栄町	一部	(補助率: 1/2)	11,701,800	—	—		概算払	H26.9.12	3,897,000			
				H26.6.26	—	—						
				H26.8.20								
			5,846,000				計		3,897,000			

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年 月 日	概算 払 精算 払 の別	支出年月日	金 額	
事業の内容			交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
保育サービス多様化 促進事業費補助金 (平成12年度)	倉吉市	一部	22,984,830	H26.6.18 H26.12.25 (H26.7.9)			概算払	H26.8.5	7,710,000	
			(補助率: 1/2)	H27.1.5						
			11,491,000	(H26.7.17) H27.1.19			計		7,710,000	
障がい児保育、乳児 保育を実施する市町 村に対する補助金	三朝町	一部	5,346,000	H26.6.18	—		概算払	H26.8.5	1,782,000	
			(補助率: 1/2)	H26.6.24	—	—				
			2,673,000	H26.7.17			計		1,782,000	
	湯梨浜町	一部	16,038,000	H26.6.18	—		概算払	H26.8.5	5,346,000	
			(補助率: 1/2)	H26.7.9	—	—				
			8,019,000	H26.7.17			計		5,346,000	
	琴浦町	一部	28,328,880	H26.6.18	—		概算払	H26.8.5	9,442,000	
			(補助率: 1/2)	H26.6.24						
			14,164,000	H26.7.17			計		9,442,000	
	北栄町	一部	17,525,970	H26.6.18 H26.12.25 (H26.6.30)	—		概算払	H26.8.5	5,718,000	
			(補助率: 1/2)	H27.1.5 (H26.7.17)	—	—				
			8,762,000	H27.1.19			計		5,718,000	
鳥取県届出保育施設 等運営事業費補助金 (平成14年度、 平成21年度名称改 正)	倉吉市	一部	3,554,600	—	—					
(補助率: 1/2)			(H26.6.27) H27.2.5	—	—					
届出保育施設等に助 成する市町村に対す る補助金			1,777,000	(H26.8.12) H27.2.16			計		0	
鳥取県災害遺児手当 支給事業費補助金 (昭和48年度)	倉吉市	一部	460,000	—	—					
(補助率: 1/2)			H26.6.23	—	—					
			230,000	H26.6.30			計		0	
災害遺児について手 当を支給する市町村 に対する補助金	北栄町	一部	192,000	—	—					
(補助率: 1/2)			H26.6.18	—	—					
			96,000	H26.6.25			計		0	
鳥取県産休等代替職 員費補助金 (平成17度)	(社福) 倉吉愛児園		450,000	—	—	H26.9.4	概算払	H26.4.21	360,000	
			(補助率: 単価制)	H26.4.1	—	—	精算払	H26.9.12	90,000	
			450,000	H26.4.9	H26.8.29	H26.9.4	計		450,000	
児童福祉施設等の職 員が、出産または傷 病のため長期休暇を 必要とする場合、代 替職員を臨時的に任 用する経費に対する 補助金	(社福) 湯梨浜町社会 福祉協議会		1,170,000	—	—		概算払	H26.6.10	360,000	
			(補助率: 単価制)	(H26.5.19) (H26.9.9) H26.12.1	—					
			1,170,000	(H26.5.30) (H26.9.18) H26.12.4			概算払	H26.12.19	270,000	
							計		990,000	
	(社福) わかば福祉会		360,000	—	—	H26.7.24	概算払	H26.6.10	360,000	
			(補助率: 単価制)	H26.5.26	—	—				
			360,000	H26.5.30	H26.7.17	H26.7.24	計		360,000	
	湯梨浜町		90,000	—	—	H26.7.15	概算払	H26.6.10	90,000	
			(補助率: 単価制)	H26.5.23	—	—				
			90,000	H26.5.30	H26.6.26	H26.7.15	計		90,000	

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年 月 日	概算 払 精算 払 の別	支出年月日	金 額	
事業の内容			交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
(社福) 倉吉東福祉会			360,000	—	—	H26.10.28	概算払	H26.6.13	270,000	
			(補助率:単価制)	H26.5.28	—	—	精算払	H26.11.4	90,000	
			360,000	H26.6.4	H26.10.20	H26.10.28	計		360,000	
北栄町			900,000	—	—	H27.2.26	概算払	H26.6.13	360,000	
			(補助率:単価制)	(H26.5.28) (H26.7.30) H26.12.19	—	—	概算払 概算払 概算払	H26.8.19 H27.1.16	270,000 180,000	
			(H26.6.4) (H26.8.4)			精算払	H27.3.5	90,000		
			900,000	H27.1.5	H27.2.13	H27.2.26	計		900,000	
(社福) 倉吉東福祉会			1,530,000	—	—		概算払	H26.6.13	1,080,000	
			(補助率:単価制)	(H26.5.26) H26.10.31 (H26.6.4)	—	—	概算払	H26.11.28	270,000	
			1,530,000	H26.11.20			計		1,350,000	
倉吉市			1,170,000	—	—	H26.9.16	概算払	H26.6.13	990,000	
			(補助率:単価制)	(H26.5.29) H26.8.8 (H26.6.4)	—	—	概算払	H26.9.2	180,000	
			1,170,000	H26.8.21	H26.9.4	H26.9.16	計		1,170,000	
倉吉市			540,000	—	—		概算払	H27.1.13	360,000	
			(補助率:単価制)	H26.12.3	—	—				
			540,000	H26.12.11			計		360,000	
(社福) 太養保育園			270,000	—	—	H26.10.24	概算払	H26.7.1	270,000	
			(補助率:単価制)	H26.5.30	—	—				
			270,000	H26.6.19	H26.10.21	H26.10.24	計		270,000	
琴浦町			450,000	—	—	H26.11.27	概算払	H26.6.27	360,000	
			(補助率:単価制)	H26.6.10	—	—	精算払	H26.12.5	90,000	
			450,000	H26.6.17	H26.11.18	H26.11.27	計		450,000	
三朝町			360,000	—	—	H27.1.27	概算払	H26.10.10	360,000	
			(補助率:単価制)	H26.9.10	—	—				
			360,000	H26.9.18	H27.1.22	H27.1.27	計		360,000	
(社福) うわなだ福祉会			270,000	—	—		概算払	H27.1.13	180,000	
			(補助率:単価制)	H26.9.18	—	—				
			270,000	H26.9.26			計		180,000	
学校法人 藤田学院			202,125	—	—	H27.3.2	概算払	H26.11.18	180,000	
			(補助率:単価制)	H26.10.31	—	—	精算払	H27.3.10	22,125	
			202,125	H26.11.7	H27.2.25	H27.3.2	計		202,125	
学校法人 倉吉幼稚園			346,125	—	—		概算払	H27.1.13	180,000	
			(補助率:単価制)	H26.11.19	—	—				
			346,125	H26.12.9			計		180,000	
単 県 分 計									113,837,125	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。									

予算科目（ 観光費 ）

① 国 補 分 該当なし

（平成27年3月31日現在）

② 単 県 分

（単位：円）

補助金等の名称 （補助金の創設年度）	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算 払 精算 払 の別	支出年月日	金 額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
				平成26年度スポーツ ツーリズム推進事業 に係るノルディック・ ウォーク公認指導者 養成補助金 （平成26年度）	琴浦町長		450,000	-	-	-
(補助率:1/3)	H26.5.9	-	-							
			150,000	H26.5.28	-	-				
ノルディック・ウォーク 公認指導者養成事業 への補助事業	はわい温泉・東 郷温泉旅館組 合長		225,000	-	-	H27.3.31	精算払			新規
			(補助率:1/3)	H26.11.25	-	H27.3.24				
			75,000	H26.11.27	H27.3.20	H27.3.24				
	公益社団法人 中部医師会長		360,000	-	-	H27.1.27	精算払	H27.2.5	120,000	新規
			(補助率:1/3)	H26.11.26	-	H27.1.14				
			120,000	H26.12.4	H27.1.14	H27.1.14				
単 県 分 計										120,000
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の（ ）書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の（ ）書きは補助金相当額である。									

(3) 交付金 該当なし

(4)委託料

(平成27年3月31日)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単別の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月 日)	完了 年月日	支出の状況			備考
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間			支出 区分	支出 年月日	金額	
				変更契約(最終)			履行検査 年月日					
				(契約年月日) 契約額	契約期間	契約形態						
児童措置費	国補	母子生活支援施設 措置委託料	(福)倉吉東福祉会 〔倉明園〕	児童入所施設 措置費	(26.4.1) 厚生労働省の 定める支弁基 準	~ 26.4.1 27.3.31	(免除)	27.3.31	概/ 精	26.4.18 外	3,839,786	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号: 特定のものでな ければ納入する ことができない ⑤
					() -	-	随	26.4.4外				
目 計											3,839,786	
生活保護総務費 (予定価格が20万円 未満のもの)											5,600	
目 計											5,600	
公衆衛生総務費	国補	原爆被爆者健康診 断委託	(公)鳥取県 中部医師会	-	(H26.5.19) 5,292円/件外	H26.5.19 ~ H27.3.31	(免除)	H27.3.31	精	H26.6.26外	560,376	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号: 特定のものでな ければ納入する ことができない。
					()		随	H26.6.20外				
目 計											560,376	
結核対策費 (予定価格が20万円 未満のもの)											303,742	
目 計											303,742	
特定疾患対策費	国補	在宅人工呼吸器使 用特定疾患患者訪 問看護治療研究事 業委託	(医)清和会 訪問看護ステー ションせいわ外	-	(H26.4.1) 8,450円/件外	H26.4.1 ~ H27.3.31	(免除)	H27.3.31	精	H26.5.19外	4,385,550	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号: 特定のものでな ければ納入する ことができない。
					(H26.4.1) 18,780円/日	H22.11.15 ~ H27.3.31	(免除)	H27.3.31				
特定疾患対策費	国補	在宅重症難病患者 一時入院支援事業 委託	県立厚生病院外	-	(H26.4.1) 18,780円/日	H22.11.15 ~ H27.3.31	(免除)	H27.3.31	精	H26.6.5外	901,440	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号: 特定のものでな ければ納入する ことができない。
							随	H26.5.28外				
目 計											5,286,990	
生活習慣病 予防対策費	国補	肝臓がん(肝炎) 対策事業	(公)鳥取県中部医 師会	-	(H26.4.1) 5,124円/件外	H26.4.1 ~ H27.3.31	(免除)	H27.3.31	精	H26.6.26外	312,564	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号: 特定のものでな ければ納入する ことができない。
					()		随	H26.6.16外				
目 計											312,564	
保健所費 (予定価格が20万円 未満のもの)											120,960	
目 計											120,960	
合 計											10,430,018	

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成27年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び郵便はがき	円 90,600	円 92,634	円 107,074	円 76,160	
収入印紙				0	
収入証紙				0	
タクシークーポン券				0	
鉄道プリペイドカード				0	
合 計	90,600	92,634	107,074	76,160	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成27年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
65 枚	0 枚	4 枚 23,000	61 枚	

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物品

(平成27年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住氏	所名			
妊娠シミュレーター	3セット		H26.4.22～ H26.4.23	月額・年額 0	0	倉吉市福庭854 鳥取短期大学 学長 山田 修平	鳥取短期大学	教育(子どもの保健)		
赤ちゃん(沐浴)人形	3体		H26.8.19～ H26.8.22	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町勤500 琴浦町立勤保育園 園長 田中 律子	琴浦町立勤保育園 (遊戯室)	8月の誕生日で命の輝き、 自分を大切にすることを学ぶ		
妊娠シミュレーター	3セット		H26.9.1～ H26.9.3	月額・年額 0	0	倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校 校長 田中 正士	鳥取県立倉吉農業高等 学校	性教育LHRで妊婦体験を するため		
妊娠シミュレーター	3セット		H26.9.30～ H26.10.6	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬535 湯梨浜町立羽合小学校 校長 寺谷 英則	羽合小学校 ふれあいホール	5年生 総合的な学習 妊婦疑似体験で使用		
赤ちゃん(沐浴)人形	3体		H26.10.9～ H26.10.14	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿213 北栄町立大栄小学校 校長 福井和栄	北栄町立大栄小学校 フレンド3教室	いのちの学習		
スモーカーライザー	1セット		H26.10.24～ H26.10.27	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 大西 康浩	海田町・河北町 自治公民館	健康相談		
スモーカーライザー	1セット		H26.10.24～ H26.10.27	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 大西 康浩	明倫公民館	明倫地区文化展にて住民 対象に測定を行うため		
スモーカーライザー	1セット		H26.10.28～ H26.11.4	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 大西 康浩	倉吉市農村環境 改善センター	小幡文化祭		
妊娠シミュレーター	3セット		H26.11.13～ H26.11.17	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿818-8 学校法人中央高等学校 中央高等学校園専修学校 校長 阪本洋介	中央高等学校園専修学校	教育講演会「パパママ教室」 で生徒が妊婦体験をするため		
妊娠シミュレーター 赤ちゃん(沐浴)人形	3セット 5体		H27.1.27～ H27.1.29	月額・年額 0	0	倉吉市草坂新町1231 鳥取県立倉吉養護学校 校長 丸山 智子	鳥取県立倉吉養護学校	「性に関する指導」の授業で使 用のため		

16 借受不動産明細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1)職員住宅 該当なし

(2)職員駐車場 該当なし

18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ

(平成27年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本 年 度		備 考
					車検年月 日	修理費等	
患者輸送車	H22	鳥取800 さ5456	H22.3.25	1,979	H28.3.24	13,176	6か月点検等
合 計		1 台				13,176	

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成27年3月31日現在)

品 名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格	不用決定年月日	不用とする理 由	売払 棄却 の別	売払方法・棄却理 由	処分 年月日	売払額・ 処分費用	備 考
自動体外式除細動器	1	H18.3.3	7	178,500	H27.3.9	耐用年数を 過ぎ、使用不 可	棄却	耐用年数を過 ぎ、使用不可	H27.3.13	0	
自動体外式除細動器	1	H18.3.3	7	178,500	H27.3.9	耐用年数を 過ぎ、使用不 可	棄却	耐用年数を過 ぎ、使用不可	H27.3.13	0	
合 計	2			357,000						0	

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個 数
26年11月10日 ～ 26年12月25日	・ 有 無		

2.2 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成27年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件数	当年度 指定 申請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件数	年度末指定件数				
						H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
①訪問介護(ホームヘルプサービス)		3	3(3)	3		28	31	31	31	31
②訪問入浴介護			()			4	3	3	3	3
③訪問看護		2	2(2)			6	7	7	7	9
④訪問リハビリテーション			()			1	1	1	2	2
⑤居宅療養管理指導		2	2(2)							2
⑥通所介護(デイサービス)		4	4(4)	2		44	45	45	46	48
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			()	3		4	4	3	3	0
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			()			8	8	8	10	10
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			()							
⑩特定施設入居者生活介護			()			2	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業		1	1(1)	1		8	8	9	8	8
⑫特定福祉用具販売		1	1(1)	1		7	7	7	7	7
⑬居宅介護支援事業		1	1(1)	3		37	42	42	42	40
計(介護給付)		14	14(14)	13		149	158	158	161	162
⑭介護予防訪問介護		3	3(3)	2		28	31	31	31	32
⑮介護予防訪問入浴介護			()			2	1	2	2	2
⑯介護予防訪問看護		2	2(2)			6	7	7	7	9
⑰介護予防訪問リハビリテーション			()			1	1	1	2	2
⑱介護予防居宅療養管理指導		2	2(2)							2
⑲介護予防通所介護		4	4(4)	2		45	46	46	47	49
⑳介護予防通所リハビリテーション			()			3	3	0	0	0
㉑介護予防短期入所生活介護			()			8	8	8	10	10
㉒介護予防短期入所療養介護			()							
㉓介護予防特定施設入居者生活介護			()			2	2	2	2	2
㉔介護予防福祉用具貸与		1	1(1)	1		7	7	8	8	8
㉕特定介護予防福祉用具販売		1	1(1)	1		7	7	7	7	7
計(予防給付)		13	13(13)	6		109	113	112	116	123
【居宅サービス】										
小計		27	27(27)	19		258	271	270	277	285
26介護老人福祉施設			()			6	6	6	7	7
27介護老人保健施設		1	1(1)			9	9	9	12	13
28介護療養型医療施設			()	1		1	1	1	1	0
【施設サービス(介護給付)】										
小計		1	1(1)	1		16	16	16	20	20
合計		28	28(28)	20		274	287	286	297	305

注 (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除くこと。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- ①新規開設事業所（平成25年度新規事業所のうち前年度未実施及び平成26年度新規事業所） 8件
- ②その他（昨年度指摘事項が多い、市町からの情報提供、内部告発等） 5件

* 当年度重点指導事項

- ①基準に沿った介護報酬の算定・請求の実施
- ②人員基準の遵守について
- ③介護計画等の説明、同意、交付について
- ④虐待や身体拘束の防止のための取組状況について
- ⑤利用者の安全確保のための非常災害対策の確認について
- ⑥会計処理（事業ごとの会計区分等）について

（単位：施設、件） （平成27年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	51	39	134	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅・通所・訪問サービス計画等を適正に作成すること（15件） ・ サービス提供等の記録を適正に行うこと（12件） ・ 従業員の配置を明確にするなど、管理を適正にすること（10件） ・ 会計の区分等適正に行うこと（10件） ・ 居宅サービス計画に基づいたサービスを提供すること（6件） ・ 変更届出等を適正に行うなど、法令等遵守体制の整備をすること（6件）
集団指導	54	—	—	（居宅介護支援事業者及び「お泊りデイ」を実施している通所介護事業者に対する法令遵守の意義等についての講義形式での指導）
書面検査による監査	—	—	—	
実地検査による監査	1	1	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的かつ計画的な居宅サービス利用のため、居宅介護支援事業所が主導して適正な給付管理を行うこと（8件） ・ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、適正に説明等を行うこと（3件）

注 指導施設数等は、サービス単位で数えている。

23 障害福祉サービス事業の状況

(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

平成27年3月31日現在

サービスの種類	前年度 末未処 理件数	当年度 指 定 申 請	現地 調査 (申請 内数)	当年度 廃止等	未 処 理 件数	年度末指定件数				
						H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
①居宅介護		2	2 (2)	2		19	21	22	22	22
②重度訪問介護		2	2 (2)	2		18	20	21	21	21
③同行援護			()				8	9	9	9
④行動援護		1	1 (1)	1		5	6	7	7	7
⑤療養介護			()							
⑥生活介護		1	1 (1)		1	1	3	4	5	5
⑦短期入所	2	1	1 (1)			10	9	11	11	14
⑧重度障害者等包括支援			()							
⑨共同生活介護			()			6	6	7		
⑩自立訓練 (機能訓練)			()							
⑪自立訓練 (生活訓練)			()				1	1	1	1
⑫就労移行支援			()	1		1	5	5	6	5
⑬就労継続支援A型		1	1 (1)				3	3	4	5
⑭就労継続支援B型			()			8	14	15	16	16
⑮共同生活援助	3					4	4	5	5	8
計 (指定障害福祉サービス事業者)	5	8	8 (8)	6	1	72	100	110	107	113
⑯相談支援						5	4	2	2	2
計 (指定一般相談支援事業者)						5	4	2	2	2
合 計	5	8	8	6	1	77	104	112	109	115

※ ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- 3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。
 - ・ 過去2年実地指導を行っていない事業所
 - ・ 平成25年度に新規指定した事業所
 - ・ 平成25年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所

【平成26年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

(1) 虐待防止に係る取り組み状況について

（趣旨）虐待防止体制の整備は当然のことであり、どのような取り組みを行っているかを、チェックリストにより自己申告させ指導する。

(2) 防火・防災対策について

（趣旨）防火、防災計画の策定及び利用者等への周知状況等について確認・指導する。

(3) 個別支援計画の作成（見直し）に係る適切なアセスメント等の実施について

（趣旨）個別支援計画がアセスメントを経て定期的に見直され、適切な支援のベースとされているか確認・指導する。

(4) サービスの自己評価の実施及びその周知について

（趣旨）サービスの自己評価を行い、利用者等に周知することにより、サービスの質の向上に努めているか確認・指導する。

(5) サービス提供記録等の整備・保存及び管理者等の点検の徹底について

（趣旨）サービス提供記録等を都度作成し、整備・保存を行っているか確認・指導する。また、その記録をもとに適正に請求事務を行っているか確認・指導する。加えて、管理者が本来の管理業務を行っているか「請求間違い（不正請求）とならないように2重点検を行っているか（又は、点検を行わせているか）確認・指導する。

（単位：施設、件）

（平成27年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導施設数	指導事項件数	主な指導事項の概要
実地指導	24	22	49	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・ 従業員の員数（1件） ・ 内容及び手続の説明及び同意（6件）・契約支給量の報告等（3件） ・ サービスの提供の記録（2件）・利用者負担額等の受領（1件） ・ 給付費等の額に係る通知等（2件）・取扱方針（6件） ・ 計画の作成（書類の交付）（3件）・生産活動・就労（1件） ・ 工賃の支払・賃金（1件）・運営規程（3件）・勤務体制の確保等（3件） ・ 非常災害対策（3件）・衛生管理等（1件）・掲示（1件）・秘密保持等（2件） ・ 会計の区分（3件）・給付費の算定及び取扱い（6件） ・ その他（施設外就労先との契約の不備）（1件）
集団指導	39	—	—	平成27年3月23日（月）中部総合事務所講堂で開催。 ・ 39法人中、37法人（66名）が出席。欠席の2法人には資料を送付。 ・ 内容 （1）労働基準法上の休憩の原則と安全対策について （2）平成26年度障害福祉サービス事業者等実地指導の指摘事項の解説 （3）報酬改定等に係る参考事項
監査	なし			

(3) 障害児通所支援事業者の指定等の状況 (単位：件) (平成27年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件数	当年度 指定 申請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処 理 件数	年度末指定件数				
						H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
①児童発達支援									4	4
②医療型児童発達支援									1	1
③放課後デイサービス		2	2 (2)		1				3	4
④保育所等訪問支援									1	1
計 (指定障害児通所支援事業者)		2	2 (2)		1				9	10
合計		2	2		1				9	10

(4) 障害児支援サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

○毎年一般監査を実施するが、前年度の実施による一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による一般監査を行うこととした。

・平成26年度は2施設に対して実施による一般監査を、他の2施設に対しては書面による一般監査を実施した。

(単位：施設、件) (平成27年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項 施設数	事項 件数	主な指導事項の概要
特別監査	なし			

24 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）（単位：件）（平成27年3月31日現在）

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				平成26年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	病気・精神衛生	DV	ひきこもり	その他	
H22年度	522	251	35	236		128	88	189	117	・相談受理後、助言・指導・カウンセリング等を実施 ・必要に応じて関係機関と連携を図った。 （22年度心と女性の相談室はDV・女性相談・ひきこもりのみ相談を担当）
H23年度	674	278	106	290		310	106	120	138	
H24年度	702	227	62	256	157	237	90	216	159	
H25年度	627	173	103	200	151	196	112	208	111	
H26年度	640	177	73	240	150	174	180	192	94	

- 注 (1) 相談取扱件数は、延べ件数を記載すること。
 (2) 相談内容は、主なもの（上位3項目）について記載すること。
 (3) 相談事業を実施している保健局は記載すること。

25 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況（単位：件）（平成27年3月31日現在）

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H22年度	591	667	67	3,572	1,639	6,536
H23年度	488	525	64	3,165	1,490	5,732
H24年度	466	517	73	3,155	1,531	5,742
H25年度	450	517	67	3,123	1,539	5,696
H26年度	447	495	70	3,027	1,505	5,544

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況（単位：人、件）（平成27年3月31日現在）

手当区分	前年度未受給者数(人) A	本年度中(人)											差引現在受給者数 A+B-C +D-E + F-G (人)	支給額 (円)	
		前年度未処理件数	受付件数	内訳			喪失件数	停止解除	停止中		その他				
				認定件数	却下件数	未処理件数			停止開始	喪失	転入	転出			
		B	C	D	E	F	G								
特別障害者手当	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,872,960
障害児福祉手当	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1,089,340
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	2,962,300

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況（単位：件）（平成27年3月31日現在）

区分	A (重度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H22年度	48	321	77	480	926
H23年度	51	330	91	503	975
H24年度	51	328	93	500	972
H25年度	49	333	107	549	1,038
H26年度	44	326	124	566	1,060

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件)

(平成27年3月31日現在)

区 分	前年度末 現 在	年 度 中 の 移 動 内 訳			年 度 中 の 変 更		当年度末 現 在	
		新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度		
A (重 度)	18歳未満	49	2	0	1	-6	0	44
	18歳以上	335	0	0	15	+6	0	326
B (中・軽度)	18歳未満	110	32	0	0	-18	0	124
	18歳以上	544	9	1	6	+18	0	566
計	1038	43	1	22				1060

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況

(単位：件、人)

(平成27年3月31日現在)

区 分	通 報 届 出 件 数	入院患者数		自立支援 医療（精 神通院） 受給者証 所持者数	手 帳 所 持 者 数
		措置 入院	医療 保護 入院		
H22年度	8	2	155	2,087	866
H23年度	14	4	117	2,222	932
H24年度	21	2	133	2,394	980
H25年度	14	1	130	2,541	1,039
H26年度	11	2	157	2,725	1,107

イ 精神保健福祉相談事業の状況

(単位：人、事業所)

(平成27年3月31日現在)

区 分	面 接 相 談		電 話 相 談		訪 問 指 導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委 託 事業所数	利 用 者 数	
								実人員	延人員
H22年度	39	69	69	183	28	69	0	0	0
H23年度	21	59	68	151	25	74	0	0	0
H24年度	41	101	60	133	18	59	0	0	0
H25年度	31	57	55	98	24	88	0	0	0
H26年度	31	66	56	110	22	61	0	0	0

26 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・届出保育施設等）」「同（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設・児童館）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地指導】

- ① 公立保育所、公立児童館……3年に1回
- ② 私立保育所（公設民営を含む）、私立児童館……2年に1回
- ③ 児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。

ただし、平成25年度実施指導で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地指導を実施しない施設に対して実施する。

* 当年度重点指導事項

○児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

- ・災害等非常時に備えた対応（地震・津波等に対する備え、震災に備えた家具類の転倒防止策、連絡体制の掲示）
- ・園児のけが等防止（屋内、屋外の遊具の安全点検及び危険な遊具の確認）
- ・乳児室又はほふく室の面積基準の確認
- ・中途入所児の健康診断の有無
- ・熱中症への対策の確認
- ・職員配置の状況の確認（保育士が2名以上確保されているか等）

○児童福祉施設における財務管理状況の確認<私立保育所、私立児童館のみ>

- ・運営費の使途（簿外経理の有無）
- ・経理規程にそった会計処理（現金収入の金融機関への預入れ）
- ・保育所運営費の弾力運用の有無と整合性（弾力運用の方法が適正か）

（単位：施設、件）（平成27年3月31日現在）

区分	保育所					児童館					市町指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数 実地	指導件数 書面	施設数	件数	施設数	実施件数 実地	指導件数 書面	施設数	件数		
倉吉市	26 (16)	14 (11)	12 (5)	17 (14)	195 (182)	10 (3)	3 (1)	7 (2)	6 (2)	11 (6)	○	・職員であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。（保育所＝6件） ・未満児等のプール管理日誌を作成すること。（保育所＝6件） ・園内の危険防止に取り組むこと。（保育所＝2件） ・毎日の現金出納終了後に現金残高の照合を行うこと。（保育所＝3件）
三朝町	3	1	2	2	4	—	—	—	—	—	○	・土曜日の早朝・夕刻時間帯に保育士の有資格者を2名以上配置すること。（保育所＝1件） ・消防計画の規定に沿って防火設備の点検を行うこと。（保育所＝1件）
湯梨浜町	8 (1)	0 (0)	8 (1)	1 (1)	2 (2)	2	—	2	2	3	○	・土曜日の早朝・夕刻時間帯に保育士の有資格者を2名以上配置すること。（保育所＝1件） ・自己点検結果を周知するよう努めること。（児童館＝2件）
琴浦町	9 (2)	3 (2)	6 (0)	3 (2)	46 (40)	2	—	2	2	2	○	・職員であった者が業務上知り得た利用者はその家族の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。（保育所＝2件） ・障がいのある子どもについては個別的な指導計画を作成すること。（保育所＝1件）
北栄町	6 (2)	1 (1)	5 (1)	2 (2)	20 (20)	2	2	—	2	5	○	・職員であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。（保育所＝1件） ・自己点検を行い、結果を利用者等に周知すること。（児童館＝2件）
計	52 (21)	19 (14)	33 (7)	25 (19)	267 (244)	16 (3)	5 (1)	11 (2)	12 (2)	21 (6)	5	

注（ ）は私立保育所・私立児童館で内数。

(2) 母子世帯の施設入所状況

（単位：世帯、人）

（平成27年3月31日現在）

施設の 種類	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	1(2)	0(0)	0(0)	1(2)	
計		1(2)	0(0)	0(0)	1(2)	

注（ ）内の数値：人数

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成27年3月31日現在)

区分	新 規 分			継 続 分			貸 付 実 行 合 計			貸 不 承 認 人 数 A-B	
	貸付申込		当年度貸付 金額 (C)	当年度貸付		当年度貸付 金額 (D)	貸付実行 合計		貸付実行 合計 金額 (C+D)		
	人数	金額		人数	金額		人数	金額			
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金	11	17,560,800	11	6,056,400	11	5,952,000	22	12,008,400			
高校	3	3,348,000	3	1,116,000	2	264,000	5	1,380,000			
短大・専修(専門)	5	6,580,800	5	3,032,400	5	3,000,000	10	6,032,400			
大学	3	7,632,000	3	1,908,000	4	2,688,000	7	4,596,000			
専修(一般)											
技能習得資金											
修業資金	1	1,020,000	1	710,000	1	384,000	3	1,094,000			
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金	4	635,000	4	635,000	6	1,258,000	6	1,258,000			
高校	2	235,000	2	235,000	2	235,000	2	235,000			
短大・専修(専門)	2	400,000	2	400,000	3	500,000	3	500,000			
大学			1	523,000			1	523,000			
結婚資金											
合 計	16	19,215,800	16	8,024,400	12	6,336,000	31	14,360,400			
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		本年度末 収入未済額 (G-D-E-F)		本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))		回収率 (D/C)%
					調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)			
	過年度分				5,639,937	1,087,833	0	0	4,552,104		
現年度分					16,402,711	13,732,012	0	0	2,670,699		83.72
小 計	141,797,296	14,360,400	14,360,400	22,042,648	14,819,845	0	0	7,222,803	139,754,985	67.23	
過年度分					72,780	9,493	0	0	63,287		13.04
現年度分					17,295	14,064	0	0	3,231		81.32
小 計	141,797,296	14,360,400	14,360,400	90,075	23,557	0	0	66,518	139,754,985	26.15	
合 計	141,797,296	14,360,400	14,360,400	22,132,723	14,843,402	0	0	7,289,321	139,754,985	67.07	
そ の 他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)や本年度末償還期未到来分(A+B-C)の額と「15 財産に関する調べ(3) 債権」に記載された額に差がある場合(本年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

注 違約金(延滞金)は含まない。

(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況 該当なし

28 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況 (単位：件、人) (平成27年3月31日現在)

区分	月平均 町村 ヶ一ス 数	前年度 繰越件 数	申請等の処理				年度 末未 理件 数		
			申請 受理	却下 取下げ	申請 開始 人員	廃止 人員			
H22年度	279	4	71	12	63	82	42	64	0
H23年度	148	0	31	5	25	38	24	35	1
H24年度	32	1	12	1	11	13	8	9	1
H25年度	36	1	9	2	7	12	8	8	1
H26年度	34	1	8	1	6	9	5	6	1

・当事務所現業員 (1)人

(2) 保護の状況 (単位：円、人) (平成27年3月31日現在)

区分	被保護世帯数		被保護人員数	保護率 %	保護費 円	扶助の内訳						その他														
	世帯	人員				生活扶助 金額	人員	住宅扶助 金額	人員	教育扶助 金額	人員	医療扶助 金額	人員	介護扶助 金額	人員	金額	人員									
H22年度	278	409	人	7.0	258,047,281	円	157,896,218	円	4,370	円	39,540,134	円	2,783,952	円	246	円	3,749,321	円	3,827	円	181,675	円	702	円	50,519,534	人
H23年度	148	209	人	8.1	129,429,974	円	80,114,531	円	2,209	円	21,123,337	円	1,760,994	円	135	円	1,922,414	円	1,932	円	311,856	円	474	円	23,165,409	人
H24年度	32	41	人	5.9	29,440,412	円	13,863,607	円	424	円	6,778,729	円	121,144	円	12	円	381,270	円	424	円	71,700	円	86	円	7,832,199	人
H25年度	36	48	人	7.0	31,443,769	円	15,120,216	円	500	円	7,810,624	円	288,399	円	24	円	390,699	円	531	円	110,320	円	115	円	7,568,911	人
H26年度	34	50	人	7.4	32,484,837	円	17,407,838	円	549	円	7,194,790	円	521,342	円	30	円	400,962	円	532	円	14,580	円	140	円	6,279,000	人

注 (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」、「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値を記載している。
 (2) 「保護率」は、当該年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比。
 (3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費を記載している。

29 社会福祉施設に対する指導監査の状況

(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区分	対象施設
特別養護 老人ホーム	①介護保険法上の指導・監査の結果、特に重大な運営上の問題点等が認められた施設 ②近年実地監査を実施していない施設 ③その他、実地監査の必要が認められた施設
養護 老人ホーム	①前年度書面監査を実施した施設 ②前年度実地監査を実施した施設のうち、不備等問題の多かった施設 ③その他、実地監査の必要が認められた施設
	書面監査 上記の実地監査以外の施設
軽費 老人ホーム	①前年度監査において、不備等問題の多かった施設 ②近年実地監査を実施していない施設 ③その他、実地監査の必要が認められた施設
	書面監査 上記実地監査以外の施設

* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。また、社会福祉法人に対する指導強化の観点から福祉保健課の法人指導監査員の同行もあり、主に会計面の指導をした。

* 当年度重点指導事項

- ① 入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
- ② 施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）
- ③ 災害時の警戒避難体制の整備状況

(単位：施設、件) (平成27年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
老人福祉施設	12 (特養1) (養護2) (軽費9)	8 (特養1) (養護0) (軽費7)	21 (特養1) (養護0) (軽費20)	<ul style="list-style-type: none"> ・当期末支払資金残高について過大な保有となっているので当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。(4件) ・介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員の採用及びその後6月以内ごとに、腰痛の健康診断を実施すること(3件)

(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

* 指導監査実施体制

当局福祉支援課・福祉企画課、県庁福祉保健課法人施設指導室職員5名程度により実施した。

* 当年度重点指導監査事項

- ① 母子生活支援施設における最低基準等の順守状況の確認
- ② 母子生活支援施設における財務管理状況の確認

(単位：施設、件) (平成27年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
母子生活支援施設	2	2	19	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所及び遊具について定期的に点検を行うこと。(1件) ・避難訓練及び消火訓練は毎月1回以上実施すること。(1件) ・入所者に対して年2回以上の健康診断を実施するとともに、中途入所者は入所時健康診断を速やかに行うこと。(1件) ・食事提供に関係する職員は月1回以上の検便を実施すること。(1件) ・雇用保険加入対象者の要件を満たす職員は雇用保険の手続きを行うこと。(1件) ・日々入金した金銭は、収入後7日以内に金融機関に預けること。(1件) ・積立金の取崩し及び積立てに当たっては理事会の承認を得るとともに、利用状況を資金収支計算書に反映させること。(1件) ・就業規則、施設管理規程に記載の職名等を実態に合わせること。(1件)

(3) 届出保育施設に対する指導監査の状況

- * 対象施設の選定方針
「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・児童館・届出保育施設等）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。
- * 指導監査実施体制
当局職員2名以上、保育専門員の同行あり。
- * 当年度重点指導監査事項
児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認
 - ・災害等非常時に備えた対応（家具類の転倒防止策、消火訓練の実施、連絡体制の掲示）
 - ・食物アレルギー等への対応
 - ・調理、調乳における衛生管理の対応（調理室の温度管理、調乳室でのエプロン着用）
 - ・利用者、家族の秘密の取り扱いの確認（保育士でなくなった後への備え等）

(単位：施設、件) (平成27年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
届出 保育 施設	4	3	12	<ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火に対する訓練は毎月実施すること。(2件) ・児童の健康診断は年2回実施すること。(2件) ・児童の発育チェックは毎月定期的に行うこと。(1件) ・防火管理者及び消防計画について所轄消防機関に届け出ること。(1件)

30 特定給食施設に対する指導の状況

* 対象施設の選定方針

(注) 指導対象施設を選定する上での方針(指針、基準、計画などの概要)を記載すること。

病院：医療法第25条第1項に基づく病院立入検査に同行

児童福祉施設：児童福祉行政指導監査に同行

* 指導監査実施体制

病院：管理栄養士が給食部門を担当

児童福祉施設：管理栄養士が給食、食育部門を担当

* 当年度重点指導監査事項

病院：衛生管理、栄養管理の現状確認

児童福祉施設：衛生管理、栄養管理の現状確認、アレルギー対応の確認、食育活動実施状況の確認

(単位：施設、件) (平成27年3月現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
特定給食施設	13	7	21	<ul style="list-style-type: none"> ・主に夏場における調理室の適切な温度及び湿度管理の徹底(児童福祉=6件) ・検食食材の適正な保管(児童福祉=3件) ・調理室及び食材、調理機器等の衛生的管理の実施(児童福祉=2件) ・衛生関係書類の適正な整備(児童福祉=2件) ・所属長押印の予定献立表の整備(児童福祉=2件) ・食育計画に基づく適切な実施記録及び評価、まとめの実施(児童福祉=3件) ・食中毒予防、発生時の対応方針の決定、関係者による情報共有の徹底(児童福祉=2件)
その他給食施設	4	2	10	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室の温度・湿度の適切な確認と適切な衛生管理の徹底(児童福祉=2件) ・所属長押印の予定献立表の整備(児童福祉=2件) ・食育計画に基づく適切な実施記録及び評価、まとめの実施(児童福祉=2件) ・感染症及び食中毒予防、発生時の対応方針の決定、関係者による情報共有の徹底(児童福祉=2件)

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

31 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防するため、各種事業を実施した。

○健康(衛生)教育事業

<事業の概要>

県民への普及啓発事業を実施した。

<実施状況>

区分	回数	人数
母子保健関係	1	36
成人・老人関係	28	1,979
栄養・健康増進関係	106	1,132
歯科保健関係	6	214
その他	38	1,545
地区組織活動(再掲)	(7)	(256)
合計	179	4,906

<課題>

- ・健康教育については、市町単位での実施が困難である「職域」を対象に、重点的に取り組む必要がある

○キャンペーン事業

<事業の概要>

地域住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関との協働のもと下記のキャンペーン事業を実施した。

<実施状況>

事業名	内 容
世界禁煙デー関連イベント	日時：平成26年6月1日（日）午後1時30分から3時30分まで 場所：倉吉ショッピングセンター パープルタウン 内容：禁煙支援 呼気中一酸化炭素濃度測定、簡易肺年齢測定、 禁煙相談及び指導、禁煙補助剤配布 普及啓発 禁煙クイズ、パネル展示、禁煙標語コンクール、 禁煙宣言、禁煙教室、禁煙紙芝居、 禁煙お願いカード作成コーナー等
乳がん検診推進キャンペーン	日時：平成26年10月26日（日）午後1時から3時まで 場所：倉吉ショッピングセンター パープルタウン 内容：普及啓発 乳がん検診、パネル展示、乳がんクイズ、 チラシ配布、乳がん自己触診モデル体験、 マンモグラフィ検査圧力体験、放射線展、 あけぼの会による相談等

<課 題>

- ・関係団体等との連携のもと、効果的な事業となるよう工夫し、引き続き実施する。

○糖尿病予防対策連携事業

<事業の概要>

「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」運用開始に伴い、圏域の関係機関が参加して協議、学習する機会を「中部管内行政栄養士業務検討会」開催に併せて実施。管内医療機関の職員を講師とし、連携を図りながら企画、実施を行った。また、糖尿病悪化予防のため、医療機関において栄養指導を受けることが困難な糖尿病療養者に対し、医療機関と市町が連携して栄養指導を実施。

<協議、学習>

日時・場所・参加者	内 容
平成27年3月15日（水） 午前10時から11時30分まで 中部総合事務所福祉保健局 参加者数：10名	講話「糖尿病の基本について」 演習「避難所における糖尿病食事療法の進め方 —食品交換表を活用しながら」 講師：鳥取県中部医師会立三朝温泉病院 栄養管理室長 亀井由美子 氏

<中部管内糖尿病栄養指導> 件数1件（延べ人数1名） * 1市1町未確認

<課題>

- ・糖尿病連携パス運用における行政の役割の明確化。

○健康づくり応援施設（団）支援事業

<事業の概要>

運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗・団体を「健康づくり応援施設（団）」として認定し、その取組の情報発信を通して県民の関心を喚起することにより、県民が地域において健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行った。

<新規認定状況：件数>

区 分	禁煙	食事	運動	合計
応援施設	43	0	1	44
応援団	0	0	1	1

<課 題>

禁煙区分において、公共性の高い公民館・集会所、社会福祉施設、医療機関（一般診療所、歯科診療所）の認定について重点的に取り組む必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

○女性健康支援センター運営事業

<事業の概要>

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的として、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施している。

<実績>

一般相談（電話・面接）

相談内容	相談件数
思 春 期	0
不 妊	204
更 年 期	0
そ の 他	3
合 計	207

(3) 母子保健事業

<事業の概要>

乳幼児健康診査体制検討会を開催し、健診実施体制について検討・調整を行った。

<実施状況>

項 目	内 容
中部圏域における乳幼児健康診査体制検討会	日 時：①平成26年10月29日（水）午後4時から6時まで ②平成26年12月8日（水）午後1時30分から3時まで ③平成27年1月26日（月）午後1時30分から3時15分まで ④平成27年2月17日（火）午前9時30分から11時まで 場 所：中部総合事務所 出席者：市町担当者 内 容：（1）市町の乳幼児健康診査実施体制について （2）その他母子保健事業の実施状況について

<課題>

乳幼児健診の実施体制については、今後も協議の場を設置し、より具体的に健診の実施内容等を検討していく必要がある。また、各母子保健事業は虐待リスクを早期発見し、支援を行う機会であるため、日頃から関係機関との連携を強化して支援体制を構築していく必要がある。

(4) 思春期保健事業

<事業の概要>

思春期の健康問題の一つである性の問題（人工妊娠中絶・性感染症）について、関係機関と連携・協働して正しい知識を普及啓発するとともに、若者を支援する人材を育成し、思春期保健の推進を図った。

<実施状況>

項 目	内 容
思春期の性にかか る健康問題ワーキ ング	①日 時：平成26年7月22日（火）午後3時から5時まで 場 所：中部総合事務所 出席者：ワーキングメンバー（産科・婦人科、養護教諭、市町等）18名 内 容：情報提供、各機関の活動紹介、グループワーク（思春期の若者向け啓発物作成について） ②日 時：平成26年12月7日（水）午後1時30分から3時まで 場 所：中部総合事務所 出席者：ワーキングメンバー（産科・婦人科、養護教諭、市町等）17名 内 容：グループワーク（思春期の若者向け啓発物作成について）
中部管内の思春期 に関する相談窓口 カードの作成配布	7,500部を管内中・高等学校、思春期支援関係機関に配布

(5) 不妊治療費助成金交付事業

(単位：件)

区 分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	183	183
人工授精助成金	21	21
計	204	204

(6) 食育推進普及事業

① 幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業

本県作成の「幼児の心と体を育てるクッキング活動指導の手引き」に基づく子どもが主体の料理教室をモデル事業として実施し、効果的な実施方法やその成果等を圏域内の保育所、幼稚園等に広めながら体験を重視した食育活動の推進を図る。

(ア) 実践研修会

モデル事業実施に向け、スタッフ養成のための研修会を開催。研修会を受講した鳥取短期大学生3名が倉吉市立社保育園のクッキング活動にスタッフとして参加。

日時・場所・参加者数	内 容
【第1回】 平成26年5月22日(木) 午後1時から4時45分まで 鳥取短期大学 D205教室 参加者数：22名(鳥取短期大学学生及び教員、管内行政栄養士、食生活改善推進員等)	・ 行政説明「幼児の心と体を育てるクッキング活動について」 ・ 講話「子どもの発達と食育—5～6歳児の食を考える—」 講師：県庁子育て応援課 石上令子保育専門員 ・ 活動紹介「幼児の心と体を育てるクッキング活動：倉吉市の取組」 講師：倉吉市子ども家庭課 森本主任栄養士 ・ グループワーク「幼児のクッキング活動でSWOT分析」 助言者：石上保育専門員
【第2回】 平成26年6月19日(木) 午後1時10分から4時45分まで 鳥取短期大学 D205教室 参加者数：32名(鳥取短期大学学生及び教員、管内行政栄養士、食生活改善推進員等)	・ 講話「一人一人の子どもの育ちと向き合うために心がけておきたいこと」 講師：県庁子育て応援課 石上令子保育専門員 ・ 演習「『幼児の心と体を育てるクッキング活動指導の手引き』を活用したロールプレー」 助言者：石上保育専門員倉吉市子ども家庭課 森本主任栄養士
【北栄町スタッフ】 平成26年7月24日(木) 午前9時から正午まで 北栄町大栄健康増進センター 参加者数：17名(北栄町食生活改善推進員)	・ 講話「幼児の心と体を育てるクッキング活動について」 ・ デモンストレーション見学、ロールプレーによる演習を交えた調理実習、試食 ・ 意見交換

(イ) モデル事業

北栄町立認定こども園3施設でモデル事業を実施。

	施設名				
	大誠こども園		北条こども園		由良こども園
	すみれ1組	すみれ2組	おおぞら組	たいよう組	
クッキング実施日	7月29日(火) 9:00～12:00	7月30日(水) 9:00～12:00	9月11日(木) 9:00～12:00	10月1日(水) 9:00～12:00	11月12日(水) 9:00～12:00
参加者	年長児17名、 保護者10名、 スタッフ16名	年長児18名、 保護者14名、 スタッフ14名	年長児21名、 保護者12名、 スタッフ11名	年長児21名、 保護者12名、 スタッフ11名	年長児15名、 保護者11名、 スタッフ8名
指導者	北栄町健康推進課 佐古栄養士				
実施献立	ご飯、味噌汁		栗ご飯、味噌汁		さつま芋ご飯、味噌汁
工夫点及び成果等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模や園児の状況に合わせた準備、計画等により、クラス毎にクッキング活動を実施した。 モデル事業を通して、施設職員が五感を使った取り組みの工夫、安全な調理を行うための具体的方法について理解を深めることができた。 次年度は各施設の食育計画に合わせ、通年的に町栄養士が食育活動に携わっていく方針とすることを確認し合うことができた。 				

(ウ) 活動実践報告会

モデル事業の成果や課題等の報告及び意見交換を行い、今後の食育活動に生かしていただくため、報告会を開催。他の自治体及び他施設で実施されるクッキング活動の実際の様子についての紹介は、具体的な情報として参加者に好評であった。

日時・場所・参加者数	内容
平成27年3月13日(金) 午後1時30分から4時まで 鳥取短期大学 B203教室 参加者数：23名(保育所職員、行政栄養士、食生活改善推進員等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告『「幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業」—中部圏域3年間の取組と成果について』福祉保健局 小塩管理栄養士 活動紹介 <ul style="list-style-type: none"> ①北栄町における「子どもの心と体を育てるクッキング活動」について 「幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業」の取組について 北栄町健康推進課 栄養士 佐古菜奈子 氏 「北栄町立北条こども園の食育活動について」 北栄町立北条こども園 主任 岩本美香 氏 ②「琴浦町こどもクッキング」を通しての食生活改善推進員との連携について 琴浦町健康対策課 栄養士 黒木裕子 氏 ③「幼児の心と体を育てるクッキング活動」のスタッフ活動 鳥取短期大学生生活学科 2年生 大城麻子氏、影山真友美氏、見生由美子氏 意見交換「食を通じた子どもの健全育成」を目指して ～子どもが主役の体験型食育活動への期待と私達の役割

②圏域食育推進ネットワーク交流会・会議事業

・体験型交流会

農林業の現状や地域の食文化などについて講義や体験実習等を通して学ぶとともに、意見交換での新たな気付きにより、今後の活動に生かしていくことを目指し、交流会を開催。参加者からは、農業の現状や地元生産物への興味関心を持つきっかけとなった、若手生産者のとの交流で将来に希望が持てた、料理の伝統を引継ながら地域の人々が連携して活動する素晴らしさを賞賛する意見などが聞かれた。

日時・場所・参加者数	内 容
【第1回】 平成26年12月5日（金） 午前9時から午後2時まで 鳥取県立農業大学校 参加者数：18名（教諭、行政栄養士、食生活改善推進員等）	テーマ「考えてみよう！これからの農業と私達にできること」 ・講義「鳥取県の農業の現状と今後に向けた取組」 講師：鳥取県立農業大学校 為計田校長 ・施設見学、収穫体験、調理実習「収穫野菜を使った地産地消メニュー」 ・活動紹介「農業大学校卒業後の取組と私の思い」 活動紹介者：倉吉市 数馬明展氏、湯梨浜町 山中清司氏 ・意見交換「これからの農業と私達にできること」
【第2回】 平成27年3月5日（木） 午前9時30分から午後2時まで 三朝町竹田公民館 参加者数：7名（行政栄養士、食生活改善推進員等）	テーマ「食を通じた地域のつながり、地域づくりの可能性」 ・講話「『ざっこの会』の活動が結ぶ地域のつながり」 講師：竹田地域協議会「ざっこの会」会長 岩世黎子 氏 ・体験実習「ノルディックウォークによる地域散策と美味しいヘビパンづくり」 ノルディックウォーク講師：三朝町子育て健康課 岩山副主幹 ヘビパンづくり講師：「ざっこの会」会員の皆さん ・ランチョンセミナー「竹田地域の魅力を知る―焼きたてヘビパンと地域の食材を楽しみながら」 ・意見交換「食を通じた地域づくりの可能性」

(7) 歯科保健事業

①健口食育プロジェクト事業健口キッズ支援コース

歯科保健の観点から、幼児の食べる力支援や保育士等対象の研修会を開催し、食育へのアプローチを行った。

○モデル園での実践

幼児の口腔機能を育むためモデル園を選定し、年中児を対象とした「口腔機能を育む口を使った遊び」や、その効果判定等を実施した。

モデル園数	対象園児数
5園	77名

○研修会の開催

日時・場所・参加者数	内 容
平成26年10月22日（水） 午後1時30分から3時30分まで 中部総合事務所202会議室 参加者数：33名	○講演 第一部：「子どもの口腔機能向上とその支援 ～ヘルスプロモーションを中心に考えてみる～」 講師：パープル歯科クリニック院長 桑名慎太郎歯科医師 第二部：「口腔機能と遊び ～お口を使った遊びのメニューの活用～」 講師：中部療育園 居組千里言語聴覚士

<課 題>

モデル園で取り組みを経験した保育士が異動後の園でも、口を使った遊びを保育に取り入れるなど「子どもの口腔機能向上」の取り組みの普及が進んでいる。しかし、事業は平成26年度で終了となるため今後のフォローや普及啓発を機会を捉えて行う必要がある。

(8) 8020運動推進事業

(ア) 中部地域歯科保健推進協議会開催状況（1回/年）

内 容	
日時	平成26年11月20日（木） 午後1時30分から3時
場所	中部総合事務所 205会議室
内容	(1) 報告事項 ・ 中部圏域各歯科健康診査結果 ・ 平成26年度中部圏域各市町歯科保健事業実施状況 ・ 平成26年度鳥取県歯科保健事業実施状況 ・ 平成27年度鳥取県歯科保健事業（案） (2) 協議事項 ・ フッ化物洗口について ・ 歯周病予防対策の推進について (3) その他 歯と口腔の健康づくり推進条例制定記念フォーラムについて

(イ) 中部地域歯科保健関係者研修会（1回/年）

テーマ：障がいのある人のお口の健康について

日時・場所・参加者数	内 容
日時：平成27年2月5日（木） 午後1時30分～4時 場所： 中部総合事務所 講堂	○講演 「障がいのある人のお口の健康について」 ○実習 「障がいのある人の口腔ケアについて～重症心身障がい児（者）を中心に～」

<課 題>

障がい児者の歯科診療や口腔ケアの体制や環境整備はまだ十分とは言えず、今後も関係者等の理解を深めるなど体制を整えていく必要がある。

(ウ) 中部圏域におけるよい歯のコンクール

中部地区市町から推薦のあったよい歯の親子を審査・表彰し、8020運動の普及啓発を図った。

日 時	平成26年6月4日（水）午後1時30分から午後3時まで
場 所	中部総合事務所
対 象 者	平成25年度3歳児歯科健診受診者888人
管内市町 推薦組数	9組 (倉吉市：父子0組・母子2組、三朝町：推薦なし、湯梨浜町：父子0組、母子2組、琴浦町：父子0組、母子1組、北栄町：父子0組、母子4組)
コンクール 参加組数	7組（倉吉市：母子1組、湯梨浜町：母子2組、琴浦町：母子1組、北栄町：母子3組）
最優秀組	母子の部最優秀組：湯梨浜町親子（父子の部は参加なし）

(9) がん対策推進事業

①出張がん予防教室

各世代に応じた、がんに対する正しい知識を身につけるために、がん予防教室を実施する学校や企業に対し講師派遣や教材の提供を行う。

<実施状況>

学校関係：10回 企業関係：24回

②鳥取県禁煙治療費助成事業

禁煙を積極的に支援するため、禁煙治療の保険適用対象外の方（ブリンクマン指数200未満の方）に対し、保険適用相当額（7割）を助成する。

<実施状況>

申請件数：3件 助成件数：3件

(10) がん検診推進パートナー企業認定状況

従業員をがんから守るために、がん対策に取り組む企業をパートナー企業として認定し、企業と連携したがん検診受診率向上に取り組む。

	目標	認定済	達成率
企業数等	55社	97社（4,828人）	176%

(11) 医療相談等対応状況

(単位：件) (平成27年3月31日現在)

相談件数	相談内容（重複あり）					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
51	15	8	16	3	0	10

3 2 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

病院：原則1回／1年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院は省略可とする。

診療所：無床1回／5年、有床1回／2～3年。自己点検表を検査対象医療機関に配布、回収し、記載内容等を基に立入検査を実施する。

* 検査実施体制

病院：保健所長（福祉保健局副局長）、その他6名程度の職員が部門ごと（診療、管理、薬剤、給食、放射線、看護）に検査する。

診療所：医薬担当を中心とし、必要に応じ専門職員の応援のもと検査する。

* 当年度重点検査事項

病院：院内感染対策

診療所：安全管理体制の確保、院内感染対策

（単位：施設、件） （平成27年3月31日現在）

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病院	11	7	2	8	0	0	2	（病院） ・劇物、毒物の貯蔵場所の未表示（2件） （診療所・歯科） ・放射線障害の発生するおそれのある場所の測定の未実施（10件） ・管理者等氏名の院内への未掲示（8件） ・平面図（各室の用途）変更の未申請及び未届出（7件）
一般診療所	87	24	16	118	0	0	40	
歯科診療所	45	9	8	40	0	0	25	
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	
その他	65	1	0	0	0	0	0	
合計	208	41	26	166	0	0	67	

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

平成26年度も薬事関係等事業計画に基づき監視業務を実施した。

監視目標率は、薬局、卸売業者、店舗販売業者は5割、高度管理医療機器等販売業者は1割、毒物劇物一般販売業及び農業用品目販売業は3割、業務上取扱者は年間5施設を目途に立入検査を行うこととなっている。

* 検査実施体制

毒物劇物については年に1回、各総合事務所福祉保健局・東部福祉保健事務所、生活環境局、県庁くらしの安心推進課・医療指導課と合同で監視を行った。

* 当年度重点検査事項

平成26年度も毒物劇物販売業について重点的に監視を行った。

また、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づいて、危険ドラッグの流用防止、店舗等への注意喚起を目的とし年2回18施設に対して危険ドラッグ監視パトロールを行った。

区 分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数				
					処分	告発	始末書	その他	
医薬品	薬局	56	33						(記載例) ・不正表示品(薬局=○件)
	製造業								
	専業薬局	6	1						
	製造業								
	専業薬局	6	1						
	一般販売業								
	卸売販売業	11	4						
	店舗販売業	25	4						
	薬種商販売業	1	0						
	特例販売業	1	1						
配置販売業	1	3							
配置従事者		28							
業務上取扱施設									
医薬部外品	製造業								
	製造販売業								
	販売業								
業務上取扱施設		20							
化粧品	製造業								
	製造販売業								
	販売業		9						
業務上取扱施設									
医療機器	製造業	1	1						
	製造販売業								
	高度医療機器販売等	38	12						
	管理医療機器販売等	211	29						
	修理業	1	1						
業務上取扱施設		30							
毒物	製造業								
	一般販売業	63	27						
劇物	農業用品目販売業	25	10						
	特定品目販売業								
	業務上取扱者		29						
合計	446	243							

3 3 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況 (単位：人) (平成27年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H22年度	21 (1)	1 (0)	0 (0)	22 (1)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	10 (1)	38 (3)
H23年度	10 (3)	1 (0)	2 (0)	13 (3)	9 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	16 (1)	35 (5)
H24年度	15 (1)	1 (0)	0 (0)	16 (1)	13 (1)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	20 (2)	31 (4)
H25年度	13 (0)	0 (0)	1 (1)	14 (1)	11 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	17 (2)	28 (3)
H26年度	18 (6)	0 (0)	2 (1)	20 (7)	9 (2)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (2)	34 (8)

注 () 内には、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) を再掲。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (平成27年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツベルクリン反応	胸部エックス線撮影者数	結核菌検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診断	保健所								
	委託	23		14	1	1	8		1
	その他	8		8					
	計	31		22	1	1	8		1
・実対象人数：20人 実受診者数：18人 ・受診率：90.0%									
結核登録者精密検査	保健所								
	委託	29		29					
	その他	7		6	1	1			
	計	36		35	1	1			
・実対象人数：26人 実受診者数：25人 ・受診率：96.2%									
計	保健所								
	委託	52		43	1	1	8		1
	その他	15		14	1	1			
	計	67		57	2	2	8		1
・実対象人数：46人 実受診者数：43人 ・受診率：93.5%									

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く) (単位：件、人) (平成27年3月31日現在)

区分	発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	備考
	件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
5類 侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	0	0	0	0	0	(-)	
3類 腸管出血性大腸菌感染症	6	6	0	4	24	34	3	(-)	
4類 レジオネラ症	3	3	0	3	2	0	0	(-)	
5類 梅毒	1	1	0	0	0	0	0	(-)	
計	12	12	0	7	26	34	3	(-)	

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成27年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談	3	2	5	1	1	2	1	1	2	5	4	9
電話												
来所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(迅速検査再掲)	(39)	(40)	(79)									
検査	53	56	109	39	46	85	39	46	85	131	148	279

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：人) (平成27年3月31日現在)

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数
97	121 (61)	255 (85)	3

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

(単位：件) (平成27年3月31日現在)

件数	感染制御相談						回数：1回 (H26, 7, 27) 内容：17名参加 ●中部医療圏感染制御 地域支援ネットワーク の実施状況について ●次年度の研究会開催 計画について協議	回数：1回 (H26, 7, 27) 内容：98名参加 ●今後問題となる感染症 ●今注目すべきダニ媒介 性感染症 研究発表：藤井政雄記念 病院、野島病院、厚生病 院
	相談区分 (重複あり)							
	感染症 全般	感染症 事例	感染管 理組織	感染予 防技術	環境 管理	その他		
0								

3.4 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成27年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H22年度	63	1	1	56	3	0
H23年度	60	1	1	54	2	0
H24年度	57	1	1	51	2	0
H25年度	54	1	1	48	2	0
H26年度	49	0	0	45	2	0

3.5 難病患者の状況

(単位：人) (平成27年3月31日現在)

区分	指定難病 受給者証 所持者数	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業対象患 者	小児慢性 特定疾患 受給者証 所持者数	難病患者 医療相談 者数
H22年度	691	2	67	34
H23年度	735	2	73	35
H24年度	764	2	77	27
H25年度	807	2	76	31
H26年度	825	4	80	23

36 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成27年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H22年度	39	36	172	0	10	10	
H23年度	39	36	146	0	10	10	
H24年度	66	67	376	0	7	7	
H25年度	65	73	351	0	11	11	
H26年度	66	67	339	0	14	14	
内訳	整形	24	24	94	0	14	14
	耳鼻科	12	10	34	0	0	0
	眼科	3	0	0	0	0	0
	内科	27	33	211	0	0	0

37 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成27年3月31日現在)

	実人員	相談内容(延)								判定内容(延)				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	310	211	140	1	0	0	3	0	358	344	0	0	0	344
巡回	7	0	6	0	0	0	4	4	10	0	0	0	0	0
電話等	4	0	0	0	0	0	8	0	8					
合計	321	211	146	1	0	0	15	4	376	344	0	0	0	344

38 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成27年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H22年度	60	22	16	10	0	58	166
H23年度	69	19	13	16	0	1	118
H24年度	84	19	18	11	0	0	132
H25年度	59	23	20	10	0	0	112
H26年度	75	13	11	16	0	11	126

39 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成27年3月31日現在)

	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	88	0	0	0	0	2	0	80	17	99	8	72	2	9	91
巡回	18	0	0	0	0	0	0	17	3	20	0	17	0	0	17
電話等	4	1	0	0	0	5	0	0	1	7					
合計	110	1	0	0	0	7	0	97	21	126	8	89	2	9	108

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし